

福岡市こども総合相談センター

事業概要



平成22年度版

表紙の説明

表紙の絵は、はまかぜ学級に通級している生徒が“未来”をイメージし、その中に山笠を描くことで博多らしさを表現しました。この絵には、すべての子どもたちが輝いてほしいという願いがこめられています。

はじめに

社会情勢の悪化や不安定さは生活者にとって大きなストレスやプレッシャーとなり、現代社会の人間関係の希薄化や孤立化を背景に、児童虐待、自殺、ホームレス、DV、ひきこもり等の問題が発生し増加しています。その中でも、増加かつ重症化する児童虐待は、社会の将来を担う子どもに大きな心身のダメージを与える問題であり、その防止対策や予防は社会全体の課題と思います。特に、子どもが虐待で死亡するという事態は最も痛ましく、社会に与える影響ははかりしれません。どのようにしたら、虐待死亡をなくすことができるのか、虐待死した子どもは私たちに問いかけています。

この数年間に福岡市内で虐待死亡（心中未遂事例も含む）した事例をつぶさに検討すると、明らかな虐待のサインを事前に呈していたケースは少なかったのです。裏を返せば、虐待のサインが発見されて通告や連絡がなされ、周囲からの適切な介入さえあれば、死亡には至らないことを示しています。では、死亡した事例はどのような事例なのかというと、虐待のサインに周囲が気づく前に、突発的な事件が発生したとか、誰からも気づかれにくい密室の中での出来事であったりします。

このような虐待のサインの見つけにくい事例であっても、事前に養育困難な状況を周囲が把握している場合もあります。養育困難な状況とは、若年妊娠や出産、産後うつなどの精神不安定、アルコールや薬物依存、子連れのリスタート家庭(ステップファミリー)、転居を繰り返す家庭、経済不安、夫婦不和やDV等です。これらの養育困難な状況は、いくつも重なってくると虐待に発展しやすくなると言われており、虐待リスク要因と捉えることができます。養育困難な状況が虐待へ発展し虐待死亡に至るのか、困難を抱えながらも子どもが健全に育っていくのかの別れ目は、周囲のサポートが届くかどうかにかかってきます。複数の養育困難な状況を持ちながらも周囲のサポートがなく密室の閉ざされた親子関係の中に閉じられてしまうと、重度の虐待や虐待死亡にまで急速にエスカレートしてしまうことを、福岡市で発生した死亡事例が物語っています。

リスクはニーズです。自ら相談を求めることの少ない孤立した家庭に対して、そのニーズを把握し、正確なアセスメントを行い、必要十分なサポートを提供していくことが望まれます。現に虐待が加えられている家庭に対する発見と通告・介入の流れと、虐待が加えられるかもしれないハイリスクな家庭に対する積極的なアプローチやサポートを提供していく流れの、両方が児童虐待防止対策に必要ではないかと思います。そのためには、こども総合相談センターだけでなく、区保健福祉センターでの母子保健や子育て支援の取り組み、医療機関、民生委員、児童委員をはじめとする多くの関係機関や関係者のネットワークが、ますます重要になってきます。

本概要は、平成 21 年度のセンターの相談概要と業務実績をまとめたものです。ご高覧いただき、関係各位の業務の参考にしていただければ幸いです。

目 次

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1	こども総合相談センター概況	1
2	所在地及び建物概要	2
3	利用案内	3
4	組織及び事務分掌	4
5	相談の流れ	5

第2 こども総合相談センター業務概要（平成21年度）

1	相談の種別	6
2	電話相談の状況	6
3	面接相談の状況	8
(1)	概況	8
(2)	育成相談	9
(3)	障がい相談	10
(4)	養護相談	12
(5)	非行相談	13
(6)	教育相談	15
(7)	心理判定・面接状況	16
4	児童虐待防止対策	18
5	里親制度推進事業	23
6	思春期相談事業	26
7	いじめ・不登校対策	29
8	一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況	31
9	その他の事業	33
(1)	事件・事故等に関わる学校緊急支援事業	33
(2)	非行防止活動	33
(3)	児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会	35
(4)	広報・啓発活動	35

第3 特集

1	一時保護所における分離ケアの試み	36
---	------------------	----

第4 資料集

1	福岡市の人口と児童をとりまく環境	41
2	福岡市における少年非行の実態	42
3	児童福祉施設一覧	45
4	子どもの問題に関する主な相談機関	48
5	こども総合相談センター設置の経緯	49

第1 こども総合相談センター（えがお館）の概況

1 こども総合相談センター概況

(1) 取り組み概況

こども総合相談センター「えがお館」では、0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行っています。

総合相談機能の充実や関係機関・団体とのネットワークの構築・連携などに努めるとともに、22年度は児童福祉司を増員し、児童虐待への対応を強化しています。また、里親制度の普及・啓発を図るとともに里親対応相談員を増員し、里親・里子への支援体制も充実しています。さらに、教育相談部門では、スクールソーシャルワーカーを一部の校区へ増員し、子どもの抱える問題について、子ども自身だけでなくその取り巻く環境にも働きかけ、包括的な支援活動を行っています。

(2) 主な事業

★相談事業

- ・24時間対応の電話相談及び女の子専用電話相談（年末年始を除く）の実施
- ・面接相談や心理診断・ケアなどの実施
- ・療育手帳等の発行に伴う判定

★児童虐待防止対策等の取り組み

- ・虐待を受けた子どものための心のケアと虐待をした親の指導援助
- ・虐待防止・早期発見のためのネットワークの強化（要保護児童支援地域協議会の設置）
- ・一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の運営
- ・育児支援家庭訪問事業の実施

★里親制度の推進への取り組み

- ・専門里親など里親制度の充実
- ・ふれあい（お盆）里親行事の実施
- ・里親養育支援共働事業の実施

★思春期相談の取り組み

- ・思春期相談
- ・思春期集団支援事業の実施
- ・思春期研修会・思春期保護者交流会等の実施
- ・ひきこもり等の子どもの相談員派遣事業の実施

★教育相談事業と不登校対策

- ・適応指導教室（はまかぜ学級）の運営
- ・不登校支援のための学校訪問
- ・不登校児童生徒支援のための大学生相談派遣事業（メンタルフレンド事業）の実施
- ・スクールカウンセラー派遣事業の実施
- ・事件・事故等に関わる学校緊急支援の実施
- ・スクールソーシャルワーカー派遣事業の実施

★非行防止運動

- ・青少年に対する街頭指導活動の実施
- ・青少年の非行防止のための青少年愛護協力員及び活動環境浄化活動の実施

★地域支援、情報提供、広報、啓発事業の実施

- ・ホームページの公開
- ・出前講座の実施
- ・小冊子「わが子を見つめる」の発行

2 所在地及び建物概要

(1) 所在地

〒810-0065 福岡市中央区地行浜2丁目1番28号 こども総合相談センター（えがお館）

(2) 建物概要

敷地：16,121.81㎡
 延床面積 12,373.92㎡
 建築面積 2,097.31㎡
 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
 階数：地下1階地上7階

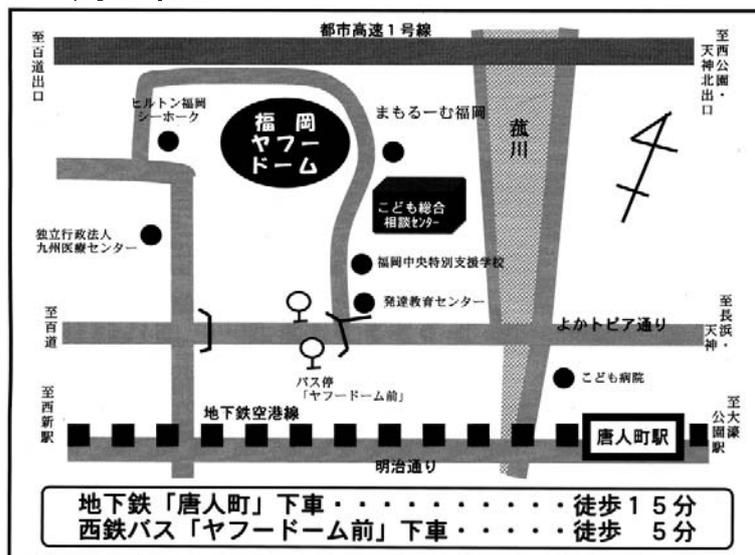
(3) 設置

平成15年5月5日

(4) フロア案内

階数	施設名称	施設の主な機能
7F	視聴覚室・研修室	●視聴覚室等については、当センターの関係機関・団体や子どもの援助団体などを支援する場です。
6F	面接室・医療室 各種療法室	●主に心理診断や心理療法、医師による医学的診断を行っています。
5F	相談受付・相談室 屋内運動場・事務室	●当センターの総合受付があります。 ●0歳から20歳までの子どもや家族、関係者の皆様を対象に面接相談を行っています。
4F	はまかぜ学級	●小学校、中学校の児童・生徒を対象とした不登校児童生徒の活動支援の場として“はまかぜ学級”があります。
3F	ほっとルーム	●子どもの福祉に関する一時保護や生活指導を行う“まりんルーム”や“ほっとルーム”があります。 ●守衛室があります。
2F	まりんルーム	
1F	まりんルーム ロビー・守衛室	
B1F	駐車場	※高さ制限がありバス等は駐車できません。

(5) 交通アクセス・周辺案内



3 利用案内

(1) このような相談をお受けいたします。

- ★赤ちゃんの育児（授乳・食事・排泄・睡眠）不安に関すること
- ★子どもの発育や発達の遅れなどに関すること
- ★家庭内の暴力などの性格行動に関すること
- ★心身に障がいのある場合の発達や施設入所等に関すること
- ★療育手帳，特別児童扶養手当の判定に関すること
- ★子ども自身の身体の悩みや性に関すること
- ★ひきこもりがちな子どもに関すること
- ★養育者の病気や死亡，置き去りなどの理由により家庭で子どもの養育が困難なときの相談
- ★里親に子どもを預けたい，里親になりたい
- ★子どもの夜間徘徊，万引きや盗み，家のお金の持ち出しやシンナーを使って困っているなどの相談
- ★性被害や異性交遊など性についての悩み
- ★近所の子どもが虐待を受けているなど養育環境上の問題のある家庭についての相談
- ★不登校に関すること
- ★いじめなど学校生活についての悩みに関すること

(2) 利用できる方

- ★0歳から20歳までの子どもやその家族とその関係者，子どもに関する各種団体。

(3) 利用方法

① 電話相談

- ★ 専門の相談員（臨床心理士，保健師，助産師，看護師，保育士，教職経験者など）が電話でご相談をお受けします。

相談電話(24時間対応)
092-833-3000 ※年中無休(年末年始を除く)

- 子ども本人，保護者の皆様からのご相談をお受けします。
- どこに相談したらよいかわからない子どもの相談は迷わずご相談下さい。

女の子専用電話(9:00~17:00)
092-833-3001 ※年中無休(年末年始を除く)

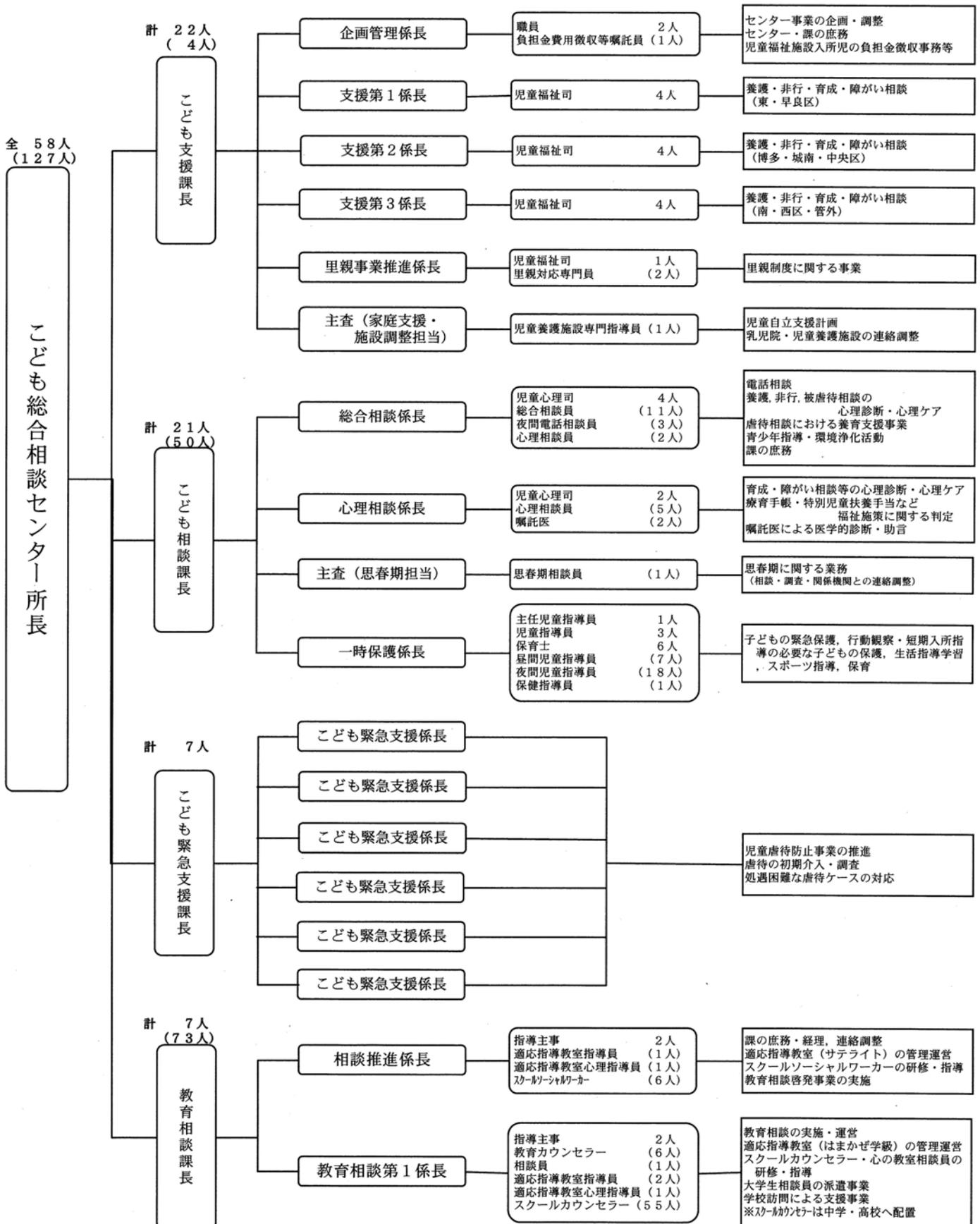
- 女の子本人からのご相談を女性相談員がお受けします。

② 面接相談

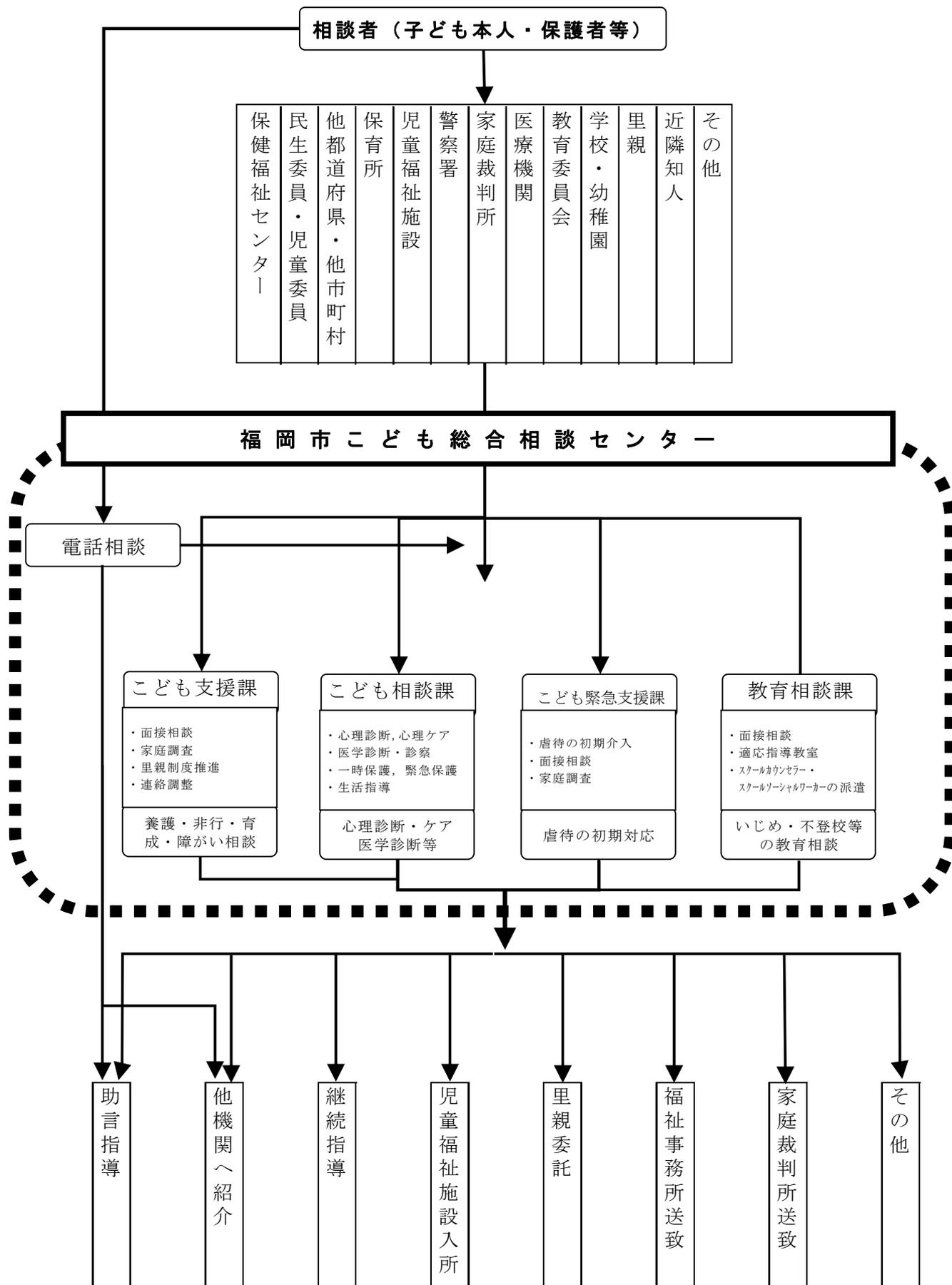
- 担当の係で児童福祉司，児童心理司等が相談をお受けします。
- 原則として予約が必要です。まずはお電話でご相談下さい。
- 面接時間は祝日を除く月曜から金曜日の午前9時から午後5時までです。

4 組織及び事務分掌

※ () 内は嘱託員で外数



5 相談の流れ



第2 こども総合相談センター業務概要（平成21年度）

1 相談の種別

- ・育成相談 落ち着きがない、わがまま、家庭内暴力、しつけなどに関する相談。
- ・障がい相談 知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、言語発達障がい等のある子どもの家庭養育や施設入所に関する相談。
- ・養護相談 保護者の病気、家出などのため家庭養育が困難な子ども、暴力や遺棄・置き去りなど虐待・放任されている家庭環境上問題がある子どもの相談。
- ・非行相談 家出、不良交友などの行為のある子どものぐ犯行為（*1）や窃盗、暴行傷害など法に触れる行為のある子どもの相談。
- ・教育相談 不登校、いじめなどの学校場面での問題に関する相談。

*1 ぐ犯行為・・・将来に罪を犯す可能性のある行為

2 電話相談の状況

(1) 受理件数

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	*2 計（虐待相談）
17年度	5,863 52.3	189 1.7	352 3.1	373 3.3	2,860 25.5	1,582 14.1	11,219件 (174) 100.0% (1.6)
18年度	5,522 51.3	196 1.8	425 3.9	279 2.6	3,181 29.5	1,169 10.9	10,772件 (209) 100.0% (1.9)
19年度	6,069 52.4	179 1.5	471 4.1	276 2.4	3,272 28.2	1,315 11.4	11,582件 (197) 100.0% (1.7)
20年度	6,050 52.0	177 1.5	401 3.4	214 1.8	3,157 27.1	1,653 14.2	11,652件 (188) 100.0% (1.6)
21年度	5,992 51.1	167 1.4	420 3.6	227 1.9	2,587 22.1	2,335 19.9	11,728件 (211) 100.0% (1.8)

※()内は虐待相談件数で内数

毎年11,000件程度の相談を受けています。平成21年度の相談の受理状況については、育成相談が約51%、教育相談が約22%で、この2つの相談で全体の約73%を占めています。

*2 虐待相談・・・ここでいう虐待相談には、近隣者からの虐待通告の他に子ども自身からの相談や保護者からの虐待しそうであるという相談も含まれています。

② 虐待相談の内訳

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
19年度	45 22.8	81 41.1	14 7.1	57 29.0	197件 100.0%
20年度	37 19.7	91 48.4	7 3.7	53 28.2	188件 100.0%
21年度	45 21.3	109 51.7	14 6.6	43 20.4	211件 100.0%

平成21年度は、虐待相談が211件と前年度より23件増加しています。特に身体的虐待18件増、性的虐待7件増と大きく増加しています。

③ 時間帯別

(昼間：8:00～17:00，夜間17:00～22:00，深夜22:00～翌8:00)

区分	昼間	夜間	深夜	計
19年度	7,690 66.4	2,255 19.5	1,637 14.1	11,582件 100.0%
20年度	7,172 61.6	2,941 25.2	1,539 13.2	11,652件 100.0%
21年度	7,350 62.7	2,604 22.2	1,774 15.1	11,728件 100.0%

約63%は昼間の相談ですが、深夜の相談についても約15%となっています。

(2) 相談者別件数

区分	本人	父	母	その他 親族	教師	その他	計
19年度	2,925 25.3	491 4.2	7,073 61.1	375 3.2	211 1.8	507 4.4	11,582件 100.0%
20年度	2,586 22.2	581 5.0	7,265 62.3	440 3.8	159 1.4	621 5.3	11,652件 100.0%
21年度	1,546 13.2	521 4.4	8,549 72.9	360 3.1	158 1.3	594 5.1	11,728件 100.0%

母親からの相談が一番多く約73%で前年度と比べると約10%増加しています。

(3) 対象者学職別件数*3

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
19年度	2,632 22.7	2,613 22.6	2,898 25.0	1,386 12.0	491 4.2	178 1.5	200 1.7	262 2.3	922 8.0	11,582件 100.0%
20年度	2,662 22.8	2,808 24.1	2,744 23.6	1,068 9.2	623 5.3	120 1.0	372 3.2	256 2.2	999 8.6	11,652件 100.0%
21年度	2,751 23.5	2,558 21.8	3,573 30.5	1,033 8.8	223 1.9	179 1.5	380 3.2	225 1.9	806 6.9	11,728件 100.0%

相談対象者としては、乳幼児、小学生、中学生で約76%を占めています。

*3 学職別件数・・・学年若しくは職業の有無毎の件数

(4) 電話対応の処理状況

区分	相談引継	助言	他機関 紹介	その他	計
19年度	485 4.2	9,287 80.2	1,423 12.3	387 3.3	11,582件 100.0%
20年度	543 4.7	9,476 81.3	1,086 9.3	547 4.7	11,652件 100.0%
21年度	541 4.6	9,986 85.1	994 8.5	207 1.8	11,728件 100.0%

処理の状況としては、助言が一番多く約85%であり、他機関へ繋いだものも約9%あります。

(5) 居住地別

区分	市内	市外県内	県外	不明	計
19年度	8,402 72.5	910 7.9	461 4.0	1,809 15.6	11,582件 100.0%
20年度	8,553 73.4	701 6.0	602 5.2	1,796 15.4	11,652件 100.0%
21年度	9,462 80.7	680 5.8	209 1.8	1,377 11.7	11,728件 100.0%

相談の多くは市内からで約81%、市外や県外からも約8%程度入ってきています。

3 面接相談の状況

(1) 概況

専門的、継続的な相談が必要な場合、児童福祉司や児童心理司、教職員等により面接相談を受けています。また、必要に応じて各種心理判定や医師の診断を行いながら、カウンセリングを実施しています。

① 相談種別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	* 2-P.6参照 計 (虐待相談)
17年度	265	1,865	681	179	164	0	受理3,154件 (302件)
	8.4	59.1	21.6	5.7	5.2	0.0	100.0% (9.6%)
	4,399	2,518	4,766	1,678	3,214	28	延16,603件 (2,316件)
	26.5	15.2	28.7	10.1	19.3	0.2	100.0% (13.9%)
18年度	237	2,386	730	245	196	3	受理3,797件 (425件)
	6.2	62.8	19.2	6.5	5.2	0.1	100.0% (11.2%)
	4,510	3,117	5,434	2,418	3,714	10	延19,203件 (2,990件)
	23.5	16.2	28.3	12.6	19.3	0.1	100.0% (15.6%)
19年度	237	2,123	671	182	175	0	受理3,388件 (358件)
	7.0	62.7	19.8	5.3	5.2	0.0	100.0% (10.6%)
	4,830	2,711	5,931	2,364	3,739	7	延19,582件 (3,483件)
	24.7	13.8	30.3	12.1	19.1	0.0	100.0% (17.8%)
20年度	246	2,200	649	225	174	0	受理3,494件 (342件)
	7.0	63.0	18.6	6.4	5.0	0.0	100.0% (9.8%)
	4,308	2,881	6,018	2,148	4,243	14	延19,612件 (3,203件)
	22.0	14.7	30.7	10.9	21.6	0.1	100.0% (16.3%)
21年度	207	2,196	802	223	147	0	受理3,575件 (495件)
	5.8	61.5	22.4	6.2	4.1	0.0	100.0% (13.8%)
	4,243	2,695	6,976	2,577	3,541	10	延20,042件 (4,099件)
	21.2	13.4	34.8	12.9	17.7	0.0	100.0% (20.5%)

※ () は虐待相談件数で内数

受理件数で最も多いのが障がい相談で全体の61.4%となっています。

延べ件数では、養護相談で全体の34.8% (1件あたり平均8回～9回の面接) となっています。

② 虐待相談の内訳* 2-P.6参照

区分	心理的 虐待	身体的 虐待	性的 虐待	放任 虐待	計
19年度	43	149	11	155	受理358件
	12.0	41.6	3.1	43.3	100.0%
	739	1,454	257	1,033	延3,483件
	21.2	41.7	7.4	29.7	100.0%
20年度	41	127	10	164	受理342件
	12.0	37.1	2.9	48.0	100.0%
	588	1,276	390	949	延3,203件
	18.4	39.8	12.2	29.6	100.0%
21年度	117	175	17	186	受理495件
	23.6	35.4	3.4	37.6	100.0%
	765	1,580	243	1,511	延4,099件
	18.7	38.5	5.9	36.9	100.0%

③ 相談経路別件数* 4

区分	家庭	福祉 事務所	警察	保健所	心障セン 西部療育 センター	児童福祉 施設	家庭 裁判所	学校	その他	計
19年度	1,921	422	176	133	1	147	7	56	525	3,388件
	56.7	12.5	5.2	3.9	0.0	4.3	0.2	1.7	15.5	(100.0%)
20年度	2,085	466	196	135	0	158	8	52	394	3,494件
	59.7	13.3	5.6	3.9	0.0	4.5	0.2	1.5	11.3	(100.0%)
21年度	2,016	431	279	127	1	157	5	60	499	3,575件
	56.4	12.1	7.8	3.5	0.0	4.4	0.1	1.7	14.0	(100.0%)

* 4 相談経路・・・当センターへ相談のあった相手方の区分を示しています。

④ 対象者学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学生等	勤労者	無職者	成人	不明	計
19年度	1,328	954	630	234	2	4	45	174	17	3,388件
	39.2	28.2	18.6	6.9	0.1	0.1	1.3	5.1	0.5	100.0%
20年度	1,374	910	660	285	1	8	56	185	15	3,494件
	39.3	26.1	18.9	8.2	0.0	0.2	1.6	5.3	0.4	100.0%
21年度	1,419	911	688	290	0	10	50	191	14	3,573件
	39.7	25.5	19.3	8.1	0.0	0.3	1.4	5.3	0.4	100.0%

(2) 育成相談

落ち着きがない、集団不適応、家庭内暴力などの性格行動や、しつけ、進学・就職などについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	性格行動										育児	進路	ひきこもり	生き方	性	被害	保健・医療	計
	な落ち着きが	わ反が抗ま	家庭内暴力	乱暴	性情緒その他	社対会人	チ習ツ癖ク	生活習慣	そ性格他	小計								
17年度	23	15	19	15	60	32	14	5	21	204	24	3	4	0	3	20	7	265件
	8.7	5.7	7.2	5.7	22.6	12.1	5.3	1.9	7.9	77.1	9.1	1.1	1.5	0.0	1.1	7.5	2.6	100.0%
18年度	27	14	21	14	82	31	11	4	14	218	2	1	7	1	3	1	2	235件
	11.4	6.0	8.9	6.0	34.8	13.2	4.7	1.7	6.0	92.7	0.9	0.4	3.0	0.4	1.3	0.4	0.9	100.0%
19年度	27	8	13	14	57	20	14	7	25	185	23	2	16	1	0	6	4	237件
	11.4	3.4	5.5	5.9	24.1	8.4	5.9	3.0	10.5	78.1	9.7	0.8	6.8	0.4	0.0	2.5	1.7	100.0%
20年度	24	15	13	10	79	37	11	2	19	210	16	1	14	2	0	0	3	246件
	9.8	6.1	5.3	4.1	32.1	15.0	4.5	0.8	7.7	85.4	6.5	0.4	5.7	0.8	0.0	0.0	1.2	100.0%
21年度	16	12	15	5	71	20	7	3	22	171	12	3	10	0	1	10	0	207件
	7.8	5.8	7.2	2.4	34.3	9.7	3.4	1.4	10.7	82.7	5.8	1.4	4.8	0.0	0.5	4.8	0.0	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
19年度	45	50	53	34	34	17	4	237件
	19.0	21.1	22.4	14.3	14.3	7.2	1.7	100.0%
20年度	31	37	52	51	42	25	8	246件
	12.6	15.0	21.1	20.7	17.1	10.2	3.3	100.0%
21年度	25	34	58	48	25	10	7	207件
	12.1	16.4	28.0	23.2	12.1	4.8	3.4	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
19年度	188	2	7	31	0	1	0	1	7	237件
	79.3	0.8	3.0	13.1	0.0	0.4	0.0	0.4	3.0	100.0%
20年度	202	1	2	27	0	3	0	2	9	246件
	82.1	0.4	0.8	11.0	0.0	1.2	0.0	0.8	3.7	100.0%
21年度	179	0	6	17	1	2	0	1	1	207件
	86.4	0.0	2.9	8.2	0.5	1.0	0.0	0.5	0.5	100.0%

④ 学職別件数* 3-P7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生				無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
19年度	83	20	16	23	11	14	9	93	16	9	9	34	11	3	2	16	11	237件
	35.1	8.4	6.8	9.7	4.6	5.9	3.8	39.2	6.8	3.8	3.8	14.4	4.6	1.3	0.8	6.7	4.6	100.0%
20年度	55	20	18	19	22	20	12	111	13	13	14	40	12	9	5	26	14	246件
	22.4	8.1	7.3	7.7	8.9	8.1	4.9	45.0	5.3	5.3	5.7	16.3	4.9	3.7	2.0	10.6	5.7	100.0%
21年度	52	19	21	18	16	13	18	105	13	8	11	32	3	4	2	9	9	207件
	25.2	9.2	10.1	8.7	7.7	6.3	8.7	50.7	6.3	3.9	5.3	15.5	1.4	1.9	1.0	4.3	4.3	100.0%

⑤ 支援別件数* 5

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所		福祉事務所送致	* 6 助言指導	継続指導	その他	計
			入所	通園					
19年度	0	0	0	0	0	34	190	13	237件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	80.2	5.5	100.0%
20年度	0	0	0	0	0	28	199	19	246件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	11.4	80.9	7.7	100.0%
21年度	0	0	0	0	0	20	173	14	207件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	83.5	6.8	100.0%

* 5 支援別件数・・・当センターが行った援助の内容毎の件数です。

* 6 助言・指導・・・子どもの相談内容に対する対応方法や他機関への連携等を行い、1回の面接で終了したもの。

育成相談における助言指導の多くは、育児や子どもの進路などの相談です。また継続指導とは子どもの性格や行動などの問題がある場合等に、継続して数回から数十回に渡って通所面接や遊戯療法(* 7)などを行い、親子関係等の調整を行ったものです。

* 7 遊戯療法・・・遊びを媒介として、子どもの精神安定を図り発達障がいなどからの回復をめざす心理療法

(3) 障がい相談

知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい、視聴覚障がい、言語発達障がいなど、心身に障がいのある子どもの療育や家庭での養育、施設入所についての相談です。

療育手帳、特別児童扶養手当の判定も実施しています。

① 相談内容別件数

区分	知的障がい	肢体不自由	重症心身	言語障がい	その他	計
17年度	1,486	128	111	114	26	1,865件
	79.7	6.9	5.9	6.1	1.4	100.0%
18年度	1,823	256	190	116	8	2,393件
	76.3	10.7	7.9	4.8	0.3	100.0%
19年度	1,654	109	209	121	30	2,123件
	78.0	5.1	9.8	5.7	1.4	100.0%
20年度	1,743	91	213	124	29	2,200件
	79.2	4.2	9.7	5.6	1.3	100.0%
21年度	1,741	90	209	117	39	2,196件
	79.2	4.2	9.5	5.3	1.8	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
19年度	542	432	254	306	261	117	211	2,123件
	25.6	20.3	12.0	14.4	12.3	5.5	9.9	100.0%
20年度	573	457	253	288	250	167	212	2,200件
	26.0	20.8	11.5	13.1	11.4	7.6	9.6	100.0%
21年度	594	429	252	269	266	168	218	2,196件
	27.1	19.5	11.5	12.2	12.1	7.7	9.9	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部療育センター	児童福祉施設 (里親含)	家庭裁判所	学校	その他	計
19年度	1,005	301	0	102	488	19	0	0	208	2,123件
	47.3	14.2	0.0	4.8	23.0	0.9	0.0	0.0	9.8	100.0%
20年度	1,049	327	0	107	477	19	0	0	221	2,200件
	47.7	14.8	0.0	4.9	21.7	0.9	0.0	0.0	10.0	100.0%
21年度	977	332	0	110	529	31	0	0	217	2,196件
	44.5	15.1	0.0	5.0	24.1	1.4	0.0	0.0	9.9	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P7 参照

区分	未就学	小学生						中学生				高校生				無職等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年			小計
19年度	941	95	81	89	87	117	87	556	112	76	78	266	78	37	35	150	210	2,123件
	44.3	4.5	3.8	4.2	4.1	5.5	4.1	26.2	5.3	3.6	3.7	12.6	3.7	1.7	1.6	7.0	9.9	100.0%
20年度	995	94	71	89	92	93	104	543	113	98	50	261	77	63	38	178	223	2,200件
	45.2	4.3	3.2	4.1	4.2	4.2	4.7	24.7	5.1	4.5	2.3	11.9	3.5	2.9	1.7	8.1	10.1	100.0%
21年度	1,005	75	77	90	78	73	93	486	135	100	68	303	75	73	32	180	222	2,196件
	45.7	3.4	3.5	4.2	3.6	3.3	4.2	22.2	6.1	4.6	3.1	13.8	3.4	3.3	1.5	8.2	10.1	100.0%

⑤ 支援別件数 * 6-P.10 参照

区分	訓戒誓約	児童福祉司指導	施設入所 * 8				福祉事務所送致	助言指導	継続指導	その他	計
			入所		通園						
			措置	契約	措置	契約					
19年度	0	0	12	196	1	486	0	1,352	52	24	2,123件
	0.0	0.0	0.6	9.2	0.1	22.9	0.0	63.7	2.4	1.1	100.0%
20年度	0	0	8	208	0	477	0	1,433	56	18	2,200件
	0.0	0.0	0.4	9.5	0.0	21.7	0.0	65.1	2.5	0.8	100.0%
21年度	0	0	7	192	0	529	0	1,382	67	19	2,196件
	0.0	0.0	0.3	8.7	0.0	24.1	0.0	62.9	3.1	0.9	100.0%

* 8 施設入所・・・施設入所のうち契約件数についてはH18年10月より始まった施設と利用者の施設利用契約制度による入所件数であり、毎年度契約要。

⑥ 障がい児施設入所状況(年度末在籍)

区分	知的障がい児	盲児	ろうあ児	肢体不自由児	重症心身障がい児	計
19年度	58 (28)	0 (1)	3 (4)	4 (13)	5 (123)	70人 (169)
20年度	58 (35)	1 (0)	3 (4)	3 (10)	7 (125)	72人 (174)
21年度	47 (33)	1 (0)	3 (3)	1 (5)	6 (124)	58人 (165)

※ () 内の数値は、契約による入所者数で外数

(4) 養護相談

保護者の病気・家出などのため家庭養育が困難な子ども、遺棄・置き去りなど適当な養育者がいない子ども、虐待・放任されている家庭環境上問題のある子どもについての相談です。

① 相談内容別件数

区分	保護者の理由			離婚	虐待	拘禁	父母就労	家庭環境	迷子	その他	計
	傷病	家出	死亡								
17年度	87 12.8	3 0.4	1 0.1	5 0.7	302 44.3	18 2.6	16 2.4	93 13.7	13 2.0	143 21.0	681件 100.0%
18年度	58 7.9	8 1.1	2 0.3	8 1.1	406 55.7	4 0.5	17 2.3	101 13.9	6 0.8	120 16.4	730件 100.0%
19年度	50 7.5	8 1.2	5 0.7	5 0.7	358 53.4	6 0.9	14 2.1	56 8.3	6 0.9	163 24.3	671件 100.0%
20年度	68 10.5	1 0.2	2 0.3	0 0.0	327 50.4	10 1.5	14 2.2	70 10.8	5 0.8	152 23.3	649件 100.0%
21年度	62 7.7	3 0.4	4 0.5	1 0.1	427 53.2	9 1.1	10 1.2	118 14.7	7 0.9	161 20.1	802件 100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
19年度	209 31.2	121 18.0	103 15.4	112 16.7	84 12.5	25 3.7	17 2.5	671件 100.0%
20年度	219 33.7	124 19.1	85 13.1	82 12.6	71 10.9	67 10.3	1 0.3	649件 100.0%
21年度	246 30.7	136 17.0	112 14.0	110 13.7	102 12.7	60 7.5	36 4.5	802件 100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P8 参照

区分	家庭	福祉事務所	警察	保健所	心障センター 西部療育センター	児童福祉施設 (里親)	家庭裁判所	学校	その他	計
19年度	103 15.4	118 17.6	77 11.5	0 0.0	0 0.0	120 17.9	0 0.0	52 7.7	201 30.0	671件 100.1%
20年度	92 14.2	137 21.1	60 9.2	1 0.2	2 0.3	110 16.9	2 0.3	50 7.7	195 30.1	649件 100.0%
21年度	133 16.6	99 12.3	118 14.7	0 0.0	0 0.0	120 15.0	0 0.0	58 7.2	274 34.2	802件 100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生						中学生				高校生	無職等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年				小計
19年度	304	47	29	26	46	40	28	216	42	39	26	107	38	6	671件
	45.3	7.0	4.3	3.9	6.9	6.0	4.2	32.3	6.3	5.8	3.9	16.0	5.7	0.9	100.2%
20年度	323	33	37	21	33	23	28	175	24	28	25	77	59	15	649件
	49.8	5.1	5.7	3.2	5.1	3.5	4.3	26.9	3.7	4.3	3.9	11.9	9.1	2.3	100.0%
21年度	360	43	44	32	36	40	34	229	39	24	40	103	86	24	802件
	44.9	5.4	5.5	4.0	4.5	5.0	4.2	28.6	4.9	3.0	5.0	12.9	10.7	3.0	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童養護施設等入所	里親委託	その他	計
19年度	75	449	8	105	24	10	671件
	11.2	66.9	1.2	15.6	3.6	1.5	100.0%
20年度	44	490	5	87	19	4	649件
	6.8	75.5	0.8	13.4	2.9	0.6	100.0%
21年度	83	566	6	109	36	2	802件
	10.3	70.6	0.7	13.6	4.5	0.2	100.0%

⑥ 児童養護施設等入所状況（4月1日付施設入所者在籍数）

区分	乳児院	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	里親	計
19年度	37	329	18	11	2	52	449人
20年度	32	304	20	6	4	68	434人
21年度	45	274	17	8	3	89	436人

(5) 非行相談

家出、不良交遊などの行為のある子どもについてのぐ犯行為（* 1-P.6参照）等の相談や、13歳以下で窃盗・暴行行為など法に触れる行為のあることについての触法相談です。

① 相談内容別・男女別件数

区分		無断外泊	浮浪徘徊	金品持出	不純異性交遊	不良交遊	喫煙・飲酒	家出	シンナー	放火	暴行傷害	性的非行	窃盗						その他	計	
													自転車	原付自転車	万引き	侵入盗	横領	その他			小計
17年度	男	7	6	10	0	0	2	24	3	11	9	7	3	18	6	1	14	4	46	20	145
	女	3	2	4	0	0	0	12	0	0	0	3	2	0	1	0	4	1	8	2	34
	計	10	8	14	0	0	2	36	3	11	9	10	5	18	7	1	18	5	54	22	179
18年度	%	5.6	4.5	7.8	0.0	0.0	1.1	20.1	1.7	6.1	5.0	5.6	2.8	10.1	3.9	0.5	10.1	2.8	30.2	12.3	100.0
	男	3	4	10	0	2	2	16	2	9	14	2	11	20	12	9	10	12	74	28	166
	女	7	8	4	0	2	0	30	3	0	1	1	1	3	9	0	2	0	15	8	79
19年度	計	10	12	14	0	4	2	46	5	9	15	3	12	23	21	9	12	12	89	36	245
	%	4.1	4.9	5.7	0.0	1.6	0.8	18.8	2.0	3.7	6.1	1.2	4.9	9.4	8.6	3.7	4.9	4.9	36.4	14.7	100.0
	男	5	1	7	0	0	1	20	0	7	2	3	6	15	4	3	2	7	37	41	124
20年度	女	3	3	3	6	0	0	21	2	0	1	0	3	1	8	1	0	2	15	7	61
	計	8	4	10	6	0	1	41	2	7	3	3	9	16	12	4	2	9	52	48	185
	%	4.3	2.2	5.4	3.2	0.0	0.5	22.2	1.1	3.8	1.6	1.6	4.9	8.6	6.5	2.2	1.1	4.9	28.2	25.9	100.0
21年度	男	4	3	10	0	1	3	12	2	1	19	7	11	24	20	1	3	10	69	27	158
	女	6	1	4	0	0	0	21	1	0	4	0	5	1	4	0	0	9	19	11	67
	計	10	4	14	0	1	3	33	3	1	23	7	16	25	24	1	3	19	88	38	225
21年度	%	4.5	1.8	6.2	0.0	0.4	1.3	14.8	1.3	0.4	10.2	3.1	7.1	11.1	10.7	0.4	1.3	8.5	39.1	16.9	100.0
	男	4	4	11	0	3	1	14	0	6	25	6	9	21	17	4	6	10	67	34	175
	女	2	1	3	0	1	1	17	0	0	0	2	2	2	6	2	1	3	16	5	48
21年度	計	6	5	14	0	4	2	31	0	6	25	8	11	23	23	6	7	13	83	39	223
	%	2.8	2.2	6.3	0.0	1.8	0.9	14.0	0.0	2.7	11.2	3.6	4.9	10.3	10.3	2.7	3.1	5.9	37.2	17.3	100.0

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
19年度	0	0	10	32	122	18	0	182件
	0.0	0.0	5.5	17.6	67.0	9.9	0.0	100.0%
20年度	0	2	7	40	160	15	1	225件
	0.0	0.9	3.1	17.8	71.1	6.7	0.4	100.0%
21年度	0	2	12	36	157	16	0	223件
	0.0	0.9	5.4	16.1	70.4	7.2	0.0	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	警察		家庭裁判所	その他	計
		通告	送致			
19年度	61	92	0	7	22	182件
	33.5	50.5	0.0	3.9	12.1	100.0%
20年度	66	131	3	6	19	225件
	29.3	58.2	1.3	2.7	8.5	100.0%
21年度	55	135	20	5	8	223件
	24.7	60.5	9.0	2.2	3.6	100.0%

少年法の改正（H19.11.1）に伴い、19年度より警察からの送致件数を別途計上

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	未就学	小学生							中学生				高校生	無職等	計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計			
19年度	0	0	2	1	12	10	12	37	21	60	40	121	13	11	182件
	0.0	0.0	1.1	0.6	6.6	5.5	6.6	20.4	11.5	33.0	22.0	66.5	7.1	6.0	100.0%
20年度	1	3	3	1	5	15	6	33	44	82	40	166	12	13	225件
	0.4	1.3	1.3	0.4	2.2	6.8	2.7	14.7	19.6	36.4	17.8	73.8	5.3	5.8	100.0%
21年度	2	1	2	6	6	5	21	41	31	92	35	158	13	9	223件
	0.9	0.4	0.9	2.7	2.7	2.3	9.4	18.4	13.9	41.3	15.7	70.9	5.8	4.0	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	施設入所				家庭裁判所送致	その他	計
				国立児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童養護施設	知的障がい児施設			
19年度	37	115	3	1	13	0	0	4	9	182件
	20.3	63.2	1.6	0.6	7.1	0.0	0.0	2.3	4.9	100.0%
20年度	68	136	2	2	8	0	0	7	2	225件
	30.2	60.4	0.9	0.9	3.6	0.0	0.0	3.1	0.9	100.0%
21年度	67	134	2	0	12	0	0	7	1	223件
	30.0	60.1	0.9	0.0	5.4	0.0	0.0	3.1	0.5	100.0%

非行相談における継続指導は、親子での通所を通して、面接指導や心理治療を並行して行い、問題行動の改善、家庭調整などを行ったものです。

(6) 教育相談

不登校やいじめに関する相談です。

① 相談内容別件数

区分	学業	学校との 関わり	怠学	不登校	いじめ	交友・ 人間関係	場面 緘黙	学校 生活	計
19年度	0	1	0	154	6	5	2	7	175件
	0.0	0.6	0.0	88.0	3.4	2.9	1.1	4.0	100.0%
20年度	5	2	0	153	4	4	2	4	174件
	2.9	1.1	0.0	88.0	2.3	2.3	1.1	2.3	100.0%
21年度	5	0	1	125	3	3	0	10	147件
	3.4	0.0	0.7	85.1	2.0	2.0	0.0	6.8	100.0%

② 年齢別件数

区分	0～3歳	4～6歳	7～9歳	10～12歳	13～15歳	16～17歳	18歳以上	計
19年度	0	4	14	49	94	12	2	175件
	0.0	2.3	8.0	28.0	53.7	6.9	1.1	100.0%
20年度	0	4	13	44	106	7	0	174件
	0.0	2.3	7.5	25.3	60.9	4.0	0.0	100.0%
21年度	0	3	22	37	81	4	0	147件
	0.0	2.0	15.0	25.2	55.1	2.7	0.0	100.0%

③ 相談経路別件数 * 4-P.8 参照

区分	家庭	医療 機関	保健所	他施設	教育 委員会	知人	他市 町村	学校	他親族	近隣者	その他	計
19年度	174	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	175件
	99.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	100.0%
20年度	168	0	0	0	0	1	0	0	5	0	0	174件
	96.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	100.0%
21年度	145	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	147件
	98.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.7	100.0%

④ 学職別件数 * 3-P.7 参照

区分	小学生							中学生				高校生				その他	計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	1年	2年	3年	小計		
19年度	6	8	3	9	10	15	51	36	47	24	107	5	7	4	16	1	175件
	3.4	4.6	1.7	5.1	5.7	8.6	29.1	20.6	26.9	13.7	61.2	2.9	4.0	2.2	9.1	0.6	100.0%
20年度	7	3	3	13	11	11	48	37	55	24	116	5	5	0	10	0	174件
	4.0	1.7	1.7	7.5	6.3	6.3	27.5	21.3	31.6	13.8	66.7	2.9	2.9	0.0	5.8	0.0	100.0%
21年度	5	8	7	6	12	12	50	30	43	18	91	5	1	0	6	0	147件
	3.4	5.4	4.7	4.1	8.2	8.2	34.0	20.4	29.3	12.2	61.9	3.4	0.7	0.0	4.1	0.0	100.0%

⑤ 支援別件数 * 5-P.10 参照

区分	助言 指導	継続 指導	他機関 連携	その他	計
19年度	5	167	3	0	175件
	2.9	95.4	1.7	0.0	100.0%
20年度	3	171	0	0	174件
	1.7	98.3	0.0	0.0	100.0%
21年度	5	142	0	0	147件
	3.4	96.6	0.0	0.0	100.0%

(7) 心理判定・心理面接状況

専門的立場から子どもの心身の発達や状況を診断し、それに基づいて助言指導やカウンセリング⁹、遊戯療法^(※7-P.10参照)などの心理療法を用いて、子どもや保護者の直面している問題の解決のための支援を行っています。

① 相談内容別件数

区分	育成 相談	障がい 相談	養護 相談	非行 相談	教育 相談	その他	計
19年度	2,575 25.1	1,497 14.6	1,896 18.4	852 8.3	3,447 33.6	3 0.0	10,270件 100.0%
20年度	2,380 22.2	1,615 15.0	1,994 18.5	748 7.0	3,964 36.9	43 0.4	10,744件 100.0%
21年度	2,588 25.3	1,478 14.5	2,041 19.9	884 8.6	3,201 31.3	33 0.4	10,225件 100.0%

心理判定・面接のなかの教育相談の多くは、小・中学生の不登校、いじめ等学校生活に関わる相談となっています。心身障がい相談は療育手帳判定など1回のみ相談も多いのですが、その他の相談は継続的に面接を実施していることが多くなっています。

② 医学診断・心理学的検査・カウンセリング件数

区分	医学診断		心理学的検査					心理療法 カウンセリング等		計
	観察・ 指導	医学的 検査	知能 検査	発達 検査	人格 検査	その他	面接・ 観察	医師	心理 判定員	
19年度	527 4.5	238 2.0	1,126 9.8	264 2.3	351 3.0	14 0.1	1,387 11.9	0 0.0	7,708 66.4	11,615件 100.0%
20年度	496 4.1	231 1.9	1,328 11.1	423 3.5	462 3.9	31 0.3	1,902 15.9	0 0.0	7,097 59.3	11,970件 100.0%
21年度	538 4.7	272 2.4	1,406 12.2	361 3.1	442 3.8	57 0.5	1,625 14.1	0 0.0	6,835 59.2	11,536件 100.0%

医学診断は、精神科医、小児科医が行っています。知能検査は、主として、田中ビネーV、WISC-IIIを、発達検査は遠城寺式、新版K式などを用いています。人格検査は、バウムテスト、HTP、ロールシャッハ、P-Fスタディ、SCTなどを実施しています。また、治療が必要と思われる児童には、カウンセリングや遊戯療法^(※7-P.10参照)、箱庭療法^(※9)、家族療法^(※10)などの心理治療を実施しています。

- * 9 箱庭療法・・・砂の入った箱におもちゃの建物・人・動物等を並べて思い思いの庭を作らせることで治療を試みる心理療法
* 10 家族療法・・・個人における問題をその人と家族との関係で捉え、家族全体を治療の対象とする心理療法

③ 1歳6か月児・3歳児精密健診相談別受付件数

区	分	養護	肢体 不自由	視聴覚 障がい	言語 発達等	重症 心身	知的 障がい	自閉症	子育て	不登校	性格・ 行動	計
19年度	1歳6か月	0	0	0	56	0	0	0	1	0	8	65件
	3歳	0	0	0	43	0	1	0	3	0	19	66件
20年度	1歳6か月	0	0	0	59	0	1	0	2	0	9	71件
	3歳	0	0	0	43	0	1	0	1	0	14	59件
21年度	1歳6か月	0	0	0	52	0	0	0	1	0	3	56件
	3歳	0	0	0	55	0	0	0	1	0	12	68件

各区の保健福祉センターに児童心理司が外向いて、発達上の問題が疑われる子どもに面接しています。1歳6か月児健診、3歳児健診とともに、言語発達遅滞などに関する相談が高い割合を占めています。

④ 療育手帳判定件数

区分	新規	再判定	計
17年度	271	698	969件
18年度	322	644	966件
19年度	300	704	1,004件
20年度	355	736	1,091件
21年度	333	700	1,033件

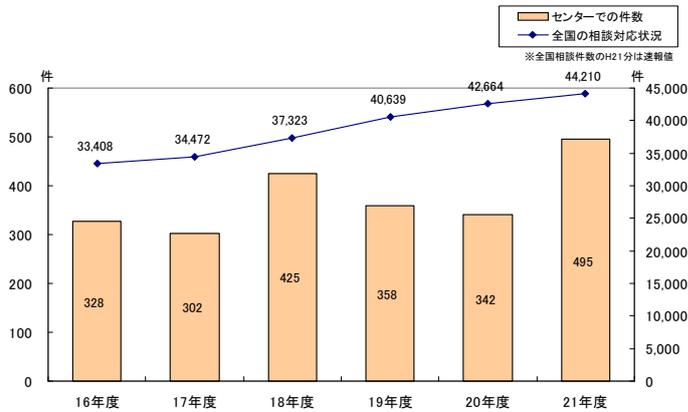
知的障がいがある子どもに対して、療育手帳（*11）の発行のための判定を行っています。上記の件数は、18歳以下の子どもに対して療育手帳新規発行や概ね2年毎に行う再判定に伴う判定件数となっています。また、特別児童扶養手当や、各種証明書発行のための判定も行っています。

*11 療育手帳・・・知的障がいのある方に、一貫した指導・相談を行ったり、各種の福祉サービスを受けやすくするための手帳

4 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待に関する相談状況

① 虐待相談件数



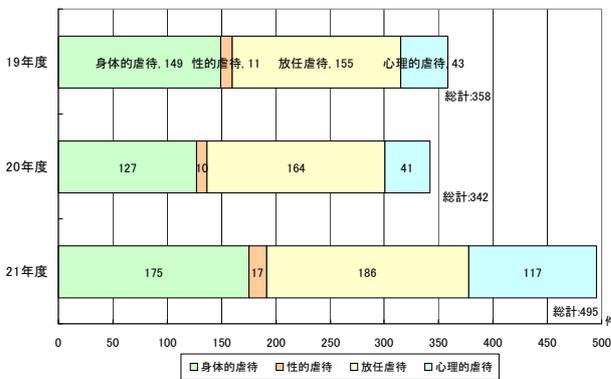
15年度からは24時間電話相談体制となったことに伴い、電話相談と面接相談を別に統計することとし、厚生労働省へは面接相談件数を報告しています。

21年度の受付件数は495件で、前年と比較すると約1.4倍となっており、急激に増加しています。これは、21年9月以降、虐待死亡の報道が相次ぎ、増大したものと思われます。

■電話相談

19年度:197件, 20年度:188件, 21年度:211件

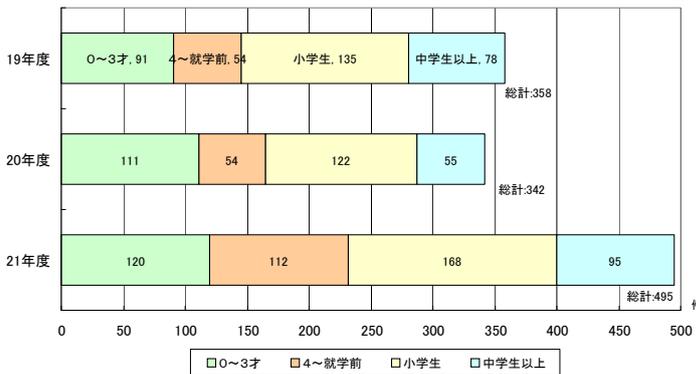
② 虐待内容別受付状況



19年度から放任虐待が身体的虐待を上回っています。全国的にも身体的虐待が減少し、放任虐待が増大する傾向にありますが、本市はより顕著になっていることが特徴です。21年度は心理的虐待が増大しました。これは、近隣から、子どもの泣き声を心配する相談が増えたことによるものです。

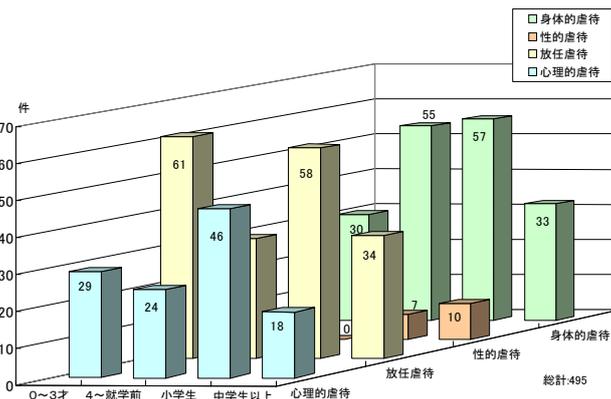
また、性的虐待は毎年数パーセントに止まっていますが、顕在化しにくい虐待であり、潜在的にはもっとあるのではないかと考えています。

③ 年齢別受付状況



被虐待児の年齢では、例年、幼児が半分近くを占め、小学生が3割強となっています。小学生や中学生になって虐待が始まったというより、発見されたのが小学生や中学生という場合も多く、虐待は幼児期から始まる、と考えるべきではないかと思えます。また、0～3才の乳児に起こる児童虐待の場合、命に関わるような重篤な事態へ発展することがあるため、その対応は児童相談所に限らず、関係機関の連携・協力が必要不可欠です。

④ 年齢別・虐待内容別受付状況 (H21 年度数値)

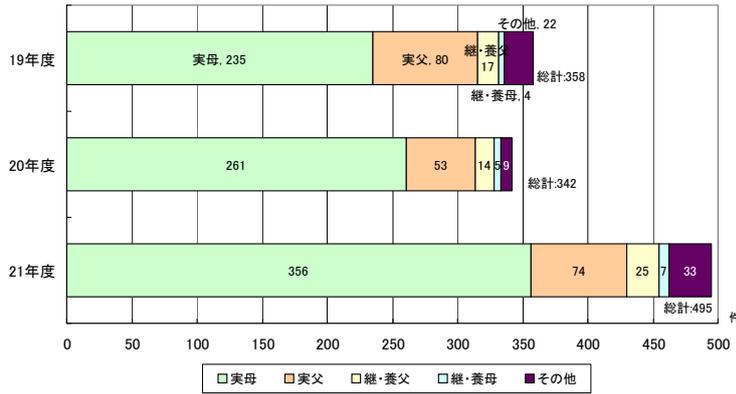


年齢階層別にみた虐待種別の状況では、身体的虐待が4～就学前と小学生の年齢階層で多くなっており、放任虐待については、0～3歳児と小学生の年齢階層が多くなっています。

0～3才の年齢階層では、放任虐待が虐待内容の中心となっていますが、特に乳幼児については、命に関わる緊急性が高い相談も少なくなく、職権保護の検討を行うこともしばしばです。

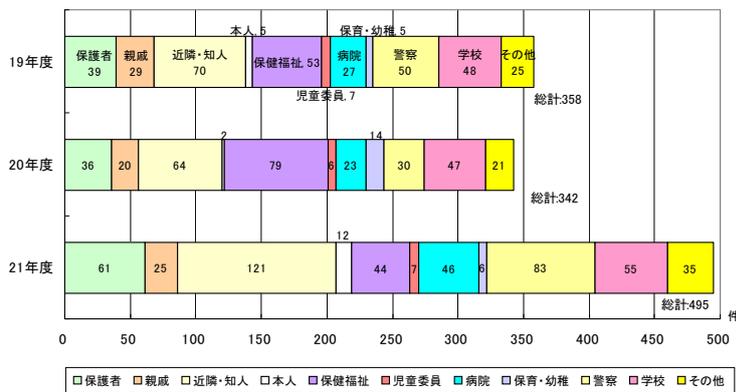
性的虐待については、そのほとんどが中学生の年齢階層で発見されていますが、小学生の頃から被害を受けている場合も多く、今後も早期発見に力を入れる必要があります。

⑤ 虐待者内訳



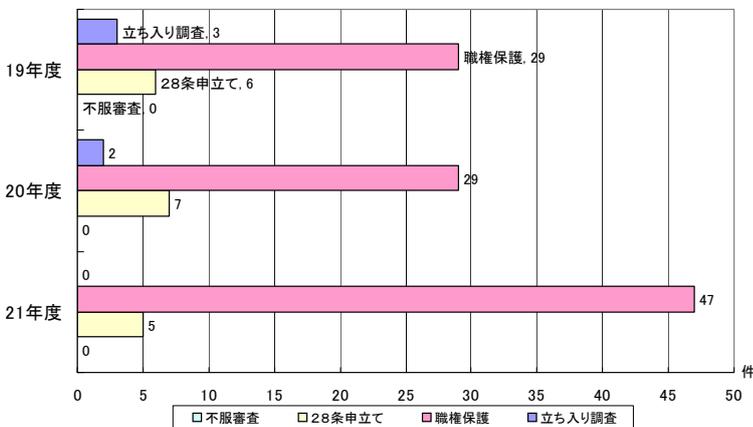
例年、虐待者は実母が一番多く、実父母で8割以上を占めており、21年度は実母の割合が72%を占めています。
これは、依然として、家事育児が母親に負わされていること、一人親家庭における虐待相談の場合は母子家庭が多いこと、などがこの背景にあると考えられます。

⑥ 経路別受付状況



虐待相談を経路別にみると、「近隣・知人」からの相談が最も多い状況となっています。また、病院や警察からの相談も増えています。21年から虐待死亡の報道が相次ぎ、相談が増大したものと思われます。また、22年3月以降、相談や通告についての啓発を、市政だより等で展開しております。

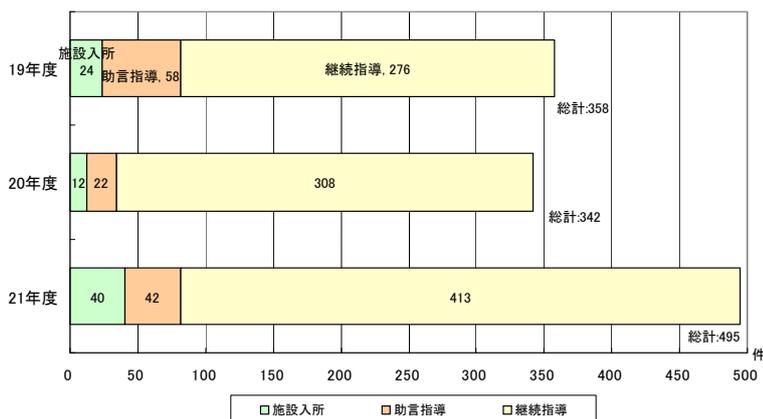
⑦ 立入調査等件数



年度	立入調査	職権保護	28条申立	不服審査
19	3	29	6	0
20	2	29	7	0
21	0	47	5	0

保護者の意に反し、児童相談所長の権限で行う一時保護が急増しています。それだけ、指導援助が困難な保護者が増えており、その後の対応に苦慮しています。今後もさらに増加していくと思われます。

⑧ 相談受理後の支援状況



虐待相談を受けた後の児童への支援状況ですが、施設への入所措置となる割合は例年少なく、約90%の子ども達が児童相談所への通所等を条件としながら在宅で過ごしています。
このため、再発防止等に向けた関係機関による見守りや支援などの連携が不可欠であるため、関係機関のネットワーク強化は今後も重要な課題となっています。

(2) 児童虐待防止に関する事業

① 親の養育支援事業（木曜会）

ア 目的

育児不安が強く周囲に援助の少ない保護者に対し、グループミーティングの場を設けることにより、保護者の孤立感からの解放やフラストレーションの解消を行い、育児ノイローゼや虐待の未然防止及び再発防止を目指します。

イ 実施状況

区分	第1クール			第2クール			計		
	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数	実参加数	延参加数	回数
19年度	12	45	8	12	63	10	24	108	18
20年度	10	40	8	9	45	8	19	85	16
21年度	8	30	8	6	36	8	14	66	16

19年度：19年6月～9月，19年11月～20年4月 隔週（20年4月については、フォローアップとして実施）

20年度：20年6月～9月，20年11月～21年3月 隔週

21年度：21年6月～9月，21年11月～22年3月 隔週

② 育児支援家庭訪問事業

ア 目的

子育て不安や軽度な被虐待経験等家庭養育上の問題を抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、子育ての相談・支援等を行い、地域における児童虐待の未然防止や再発防止のための安全ネットの推進を図る。

イ 対象家庭

- ・出産後間もない時期の養育者が、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭
- ・虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭
- ・被虐待経験等家庭養育上の問題を抱えた家庭
- ・児童養護施設等を退所後自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- ・本事業の効果が期待できる家庭

ウ 支援内容

子ども家庭支援員が、支援対象家庭を訪問し、その家庭に対する相談・支援等を行う。

- ・産褥期の母子に対する育児指導や簡単な家事等の援助
- ・未熟児や多胎児等に対する育児指導
- ・養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
- ・若年養育者に対する育児相談・指導
- ・児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援等

エ 派遣状況

区分	週1回		週2回		週3回		月1回		月2回		計	
	家庭数	延回数										
19年度	83	866	31	542	-	-	3	11	3	23	120	1,442
20年度	67	692	21	364	1	11	-	-	3	9	92	1,076
21年度	86	839	25	372	2	65	-	-	4	12	117	1,288

オ 区別派遣状況

区分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	センター	計
19年度	17 (3)	9 (2)	11 (5)	14 (4)	12 (4)	17 (1)	7 (2)	33 (17)	120 (38)
20年度	17 (2)	8 (0)	14 (3)	7 (2)	4 (0)	12 (3)	15 (5)	15 (6)	92 (21)
21年度	20 (5)	17 (2)	14 (4)	13 (2)	4 (0)	17 (5)	17 (2)	15 (8)	117 (28)

※家庭数()内は2クール(6カ月)派遣した世帯の再掲(西区を除く。)

※西区の家庭数()内は3クール(9カ月)派遣した世帯の再掲

③ 法的対応機能強化事業

ア 概要

児童虐待相談について、弁護士及び法医学専門家による法的な調整や援助を得ることにより、こども総合相談センターの法的対応機能を強化し、円滑な援助を行うことを目的とした事業です。児童虐待等に関する司法的助言、法的対応が必要となる場合の実務支援や家裁等との調整、職権保護や立入調査への同行、保護者対応への立ち会い等の支援を受けています。

イ 実績(実施回数)

区分	定例相談	緊急相談	立入調査等への同行	法医学的助言	計
19年度	17	5	3	4	29
20年度	18	11	1	13	43
21年度	20	8	1	11	40

④ 関係機関・団体との連携

ア 福岡市要保護児童支援地域協議会

(7) 概要

要保護児童の適切な保護及び自立の支援又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を行うとともに、要保護児童及び要支援児童若しくは特定妊婦の支援に関する推進体制の確保を図るため、関係機関が連携し、情報共有や支援内容の協議、支援のあり方などを行う。

(イ) 設置 平成18年度 市レベル及び区レベルに設置。

(ウ) 構成メンバー

福岡県警、県弁護士会、市医師会、市歯科医師会、市私立幼稚園連盟、市保育協会、市社会福祉協議会、ふくおか・こどもの虐待防止センター、市民生委員・児童委員協議会、市乳児院児童養護施設協議会、市保護司会連絡協議会、市教育委員会、市消防局、区保健福祉センター等

(エ) 事務局 福岡市：こども総合相談センター、区：保健福祉センター

(オ) 実績

区	分	東	博多	中央	南	城南	早良	西	計
19年度	会議等	3	2	4	4	6	3	3	25
	事例検討	59	84	7	37	9	25	19	240
20年度	会議等	3	2	5	4	4	5	4	27
	事例検討	62	15	10	40	6	15	14	162
21年度	会議等	3	2	2	4	5	5	2	23
	事例検討	11	21	14	29	9	30	46	160

イ 福岡県要保護児童対策地域協議会(平成18年度までは福岡県児童虐待防止中央連絡会議)

(7) 概要

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図ることを目的に福岡県が設置。

(イ) 設置 平成19年 (前身の福岡県児童虐待防止中央連絡会議は13年度設置)

(ウ) 構成委員

県医師会, 県歯科医師会, 県看護協会, 県私学協会, 県私立幼稚園振興会, 県PTA連合会, 県児童養護施設協議会, 県保育所連盟, 県民生児童委員協議会, 保健福祉環境事務所長会, 県里親会, 県弁護士会, 福岡法務局, 福岡家庭裁判所, 県警察本部少年課, 教育庁義務教育課, 県子育て支援課, 県青少年課, 県障害者福祉課, 福岡市こども総合相談センター, 北九州市子ども総合センター, 県中央児童相談所ほか県内各児童相談所, ふくおか・こどもの虐待防止センター, 県市長会, 県町村長会

(エ) 事務局 福岡県保健福祉部児童家庭課

(オ) 運営等 年1回程度の会議開催

ウ F・CAP-C (ふくおか・こどもの虐待防止センター) 主催連絡会議

(7) 趣旨

F・CAP-Cとこどもの虐待防止に関わる関係機関の連携を円滑に行うことを目的に設置されたもの。

(イ) 設置 平成11年

5 里親制度推進事業

(1) 概要

子どもが健全に成長するためには、できる限り家庭的な環境の中で養育されることが必要です。特に、虐待など家庭での養育に欠ける子どもをあたためた愛情と正しい理解を持った家庭の中で養育する里親制度は極めて有意義な制度であり、その拡充が求められています。

★里親登録・人員及び里子委託人員（年度末3月31日現在）

	里親登録数						委託里親数						里子								
	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計	養育	専門	短期	養子縁組	親族	ファミリーホーム	計
17年度	46	2(2)	4		1		50	28	0	1		1		30	39	0	1		1		41
18年度	58	3(3)	4		2		62	35	0	0		2		37	51	0	0		2		53
19年度	70	5(5)	3		3		73	36	0	0		3		39	60	0	0		5		65
20年度	70	6(6)	4		3		74	37	0	1(1)		3		40	69	0	1		5		75
21年度	63	7(7)		6	4	2(2)	73	33	2(1)		0	4	2	40	65	2		0	8	10	85

※（ ）内は、養育里親にも計上されている数で、内数。

※平成21年法改正により短期里親が廃止、養子縁組を前提とした里親（養子縁組里親）が追加された。

※平成21年より小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が新たに設置された。

区分	里親				里子		
	新規登録世帯数	削除世帯	年度末登録世帯数	年度末委託世帯数	新規委託人数	委託解除人数	年度末委託人数
17年度	13	5	51	30	18	4	41
18年度	15	2	64	37	24	12	53
19年度	17	5	76	39	26	14	65
20年度	6	5	77	40	19	9	75
21年度	14	18	73	40	27	17	85

※福岡市登録里親に委託されている管外児を含まない。

管外里親に福岡市が委託している児童を含む。

※養育里親からファミリーホームへの措置変更は新規委託人数、委託解除人数に含まない。

(2) ふれあい（お盆）里親行事

児童養護施設や乳児院に入所中の子どもで、家庭の事情により、お盆に一時帰宅できない子どもに、あたためた生活を体験させ、将来の家庭づくりに役立てることを目的に、お盆の数日間、登録里親及びボランティアなどに子どもを一時的に委託します。また、行事を通して、養護問題や福祉についての理解を図っています。

区分	実施期間	実施児童人数	実施里親世帯数
19年度	8月12日～15日(4日間)	58	51
20年度	8月12日～15日(4日間)	64	55
21年度	8月12日～15日(4日間)	57	48

(3) 里親制度の広報啓発

① 里親研修の開催

	実施年月日	テーマ	場所	参加者	人数
1	H21.11.7	「おとなとしての役割、そして子どもの権利」 重永 侑紀氏 NPO法人にじいるCAP代表CAPスペシャリスト	こども総合相談センター	登録里親・ふれあい 里親・施設職員・ その他希望者	28名
2	H22.3.6	「子どもの生活とメディア・テレビゲーム・ネット・ケータイについて」 原 陽一郎氏 九州大谷短期大学准教授	こども総合相談センター	登録里親・ふれあい 里親・施設職員・ その他希望者	20名

② その他広報

	実施年月日	テーマ	場所	主催者	広報媒体
1	H21.9.1 ～ H22.3.11 (18回)	「里親制度について」	ソラリア他	赤坂ライオンズクラブ	出前講座
2	H21.8.8	「里親制度について」	原西公民館	原西校区男女協同参画協議会	出前講座
3	H21.11.25	「里親制度について」	麻生医療福祉専門学校	麻生医療福祉専門学校 社会福祉科	出前講座
4	H21.12.7	「里親制度について」	福岡市職員研修センター	こども未来局 こども家庭課	出前講座
5	H22.1.21	「里親制度について」	大楠公民館	大楠校区 民生委員・ 児童委員	出前講座

(4) 里親養育支援共働事業

NPOとの共働事業として平成17年度から3年間実施した「市民参加型里親普及事業」を、平成20年度から国の補助事業となった「里親支援機関事業」の一部として位置づけ、「里親養育支援共働事業」として新たにNPOに委託し、さらなる里親制度の普及啓発及び里親・里子への支援を行っている。

① 目的

NPO団体等の地域浸透力を生かし、里親制度の普及啓発を推進することにより、里親の開拓及び里親委託児童数の増加、里親・里子への支援の充実を図る。

② 事業内容

里親開拓のため、制度の理解や申込への援助、登録の促進を図るとともに、地域における里親・里子世帯への支援体制の整備・充実に向けた啓発活動を行う。

ア 市民フォーラムの開催

	実施年月日	テーマ	場所	人数
1	H21.10.12	フォーラム 「新しい絆」～家族と暮らせない子どもたちのために～	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	108名
2	H22.2.27	フォーラム 「新しい絆」～家族と暮らせない子どもたちのために～	あいれふ 福岡市婦人会館大研修室	102名

イ 地域での学習会等の開催・広報

- ・公民館長会や連絡会、男女協同参画代表者会議での広報
- ・各区の民生委員や児童委員の学習会、人権尊重推進協議会の講座にて講演
- ・福岡市ファミリーサポートセンター学習会にて講演
- ・福岡市福祉のまちづくり推進大会にて事例報告
- ・公民館のボランティア養成講座にて講演

ウ 里親ミニ講座・里親サロン

年3回里親登録希望者を中心に里親に関する基礎的な講義を行う。また、里親サロンを年6回開催。里親や里親希望するものが集い、養育についての話し合いなど里親相互の交流を定期的に行い、里親相互の情報交換や養育技術向上などを図る。

エ 里親・里子の支援体制づくり

フォーラムや学習会などの参加者に協力アンケートを募り、人材の発掘・登録を行い、ニーズに応じた情報提供、紹介などを実施。里子の家庭教師や引越し、里親会の託児などの協力を得ることができる。

オ 広報啓発活動

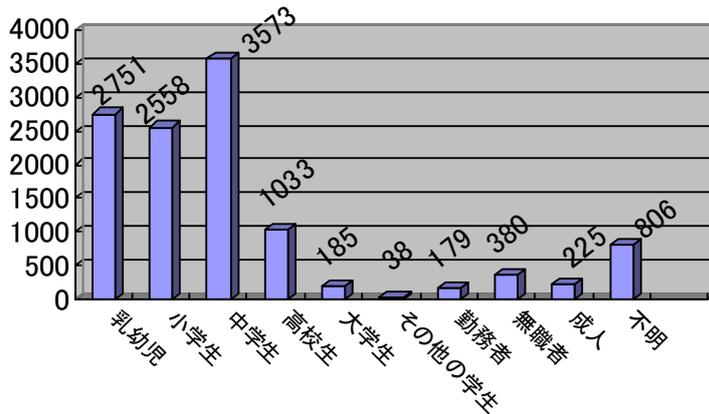
ニュースレターを発行し、希望者への情報提供を行う。

カ 里親委託等推進委員会の開催

- ・構成 福岡市里親会，福岡市乳児院児童養護施設協議会，福岡市民生委員児童委員協議会，福岡市社会福祉協議会，学識経験者，行政関係者等
- ・実施回数 年に3回（7月・11月・3月）

6 思春期相談事業

(1) 電話相談



思春期の子どもや保護者からの性（性感染症、避妊、妊娠、中絶など）やひきこもりなどをはじめとする思春期相談を24時間対応の電話相談で受けています。

平成21年度の電話相談は11,728件でしたが、その中で思春期の年齢（中学生から20歳未満）に関する電話相談は、全体の45.9%を占めています。

(2) 女の子専用相談

子ども本人から思春期に関する相談電話を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくるために女の子専用相談電話で女性相談員が対応しています。

平成21年度 女の子専用相談総数79件。

(3) ひきこもりに関する面接相談

電話相談の状況から希望者には面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

面接数：45人 218回

(4) 思春期集団支援事業（愛称「Peaceful」）

① 概要

心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期後半の子どもに対し、専門の見立てを行いながら、子どもを中心とした自立に向けた場を提供しながら総合的・専門的に集団支援を行っています。

② 場所及び日時

こども総合相談センター6階、週3回（月、火、木 13:00～17:00）

③ 参加状況

初回参加時からの参加者の転帰としては、定時制・通信制高校、大学への進学またはアルバイトの継続、運転免許の取得等の自立に向かった状態への改善が見られた。

区分	実施回数	参加者数
17年度	139回	700人
18年度	139回	1,011人
19年度	141回	1,127人
20年度	141回	1,201人
21年度	138回	935人

④ 事業の意義と有効性

- ・ 社会との接点・・・同世代との交流
- ・ 自宅以外の居場所・・・自立に向けたエネルギー充電、ひきこもり予防

⑤ 対象児童

- ・ 対人緊張が強くひきこもりの悩みがあり、集団での活動が本人にとってプラスだと思われる。
- ・ 保健室登校や不登校などの状態で中学校を卒業し、その後、ほとんど自宅ですごしている。
- ・ こども総合相談センターの個別相談者である。

(5) 思春期保護者交流会

ひきこもりや対人面などの悩みを抱えている子どもの保護者間の情報交換や自助的な活動を支援する会。
平成21年度 実施回数5回, 参加者延数59人 保護者会登録者数42人

(6) ひきこもり等子どもへの相談員派遣事業

① 概要抜粋

思春期後半（中学校卒業～20歳）のひきこもり状態の子どもの家庭に、思春期訪問相談員を派遣し、子どもの悩みの相談相手となり、ひきこもり状態の改善を図っている。

② 派遣対象家庭

思春期訪問相談員が訪問することでひきこもり状態の改善ができると思われる子どもで、訪問に対する保護者の了解があり、本人の強い拒否がないこと。

③ 派遣要件

保護者が在宅している時間で、原則として活動は家庭内とし、派遣回数は月2回程度、一回の活動時間は約2時間程度。

④ 思春期訪問相談員

思春期のひきこもり支援活動についての知識と理解があり、こども総合相談センター主催養成講座受講生。

⑤ 派遣状況

	派遣状況		相談員 登録者数
	派遣先数	派遣回数	
19年度	8件	83回	16人
20年度	15件	200回	19人
21年度	10件	143回	22人

⑥ 派遣効果

派遣後、生活リズムの改善や家族への反抗的な言動の軽減、会話の増加、外出回数の増加、ピースフルへの参加開始、復学など、意欲の増加と活動範囲の広がり等、改善がみられている。

⑦ 派遣事業に伴う研修等

ア 「思春期ひきこもり講演会」

(ア) 日 時： 平成21年7月5日（土）13:00～15:30

(イ) 場 所： こども総合相談センター 7階視聴覚室

(ウ) 内 容： 講演 「思春期ひきこもり支援の実際」
「当事者として今思うこと」

NPO 佐賀 SSF 代表 谷口 仁史
ピースフル 三村 吉郎

(エ) 参加者： 51人

イ 「思春期訪問相談員養成講座」 4回シリーズ

- (ア) 日 時： 平成21年 6月10日・24日、7月1日・11日
時間： 毎回18:30~20:30
- (イ) 場 所： こども総合相談センター 7階研修室
- (ウ) 内 容： 講義・ロールプレイ等
講師： 臨床心理士 岡田健一
- (エ) 参加者： 50人（4回延参加者）

ウ 「思春期訪問相談員研修会」

- (オ) 日 時： 平成21年9月30日・平成22年3月24日（金）18:30~20:30,
- (カ) 場 所： こども総合相談センター 7階研修室
- (キ) 内 容： 事例検討・情報交換等
- (ク) 参加者： 28人（2回延参加者）

(7) 思春期ピアサポーター交流・研修会

ひきこもり等の同じ経験を持ちながら、支援活動しているピア（仲間）サポーターが、情報交換や交流を行うことで、より良い支援ができていくことを目的としています。

（平成21年度実績）

実施回数 3回、 参加者数 52人 サポーター登録 43人
参加団体： 楠の会・九州大学サイコロトリート・福岡市BBS・久留米BBS・ここりーと
ていーんず・JACFA・カーペ・ディエム・ワンド

(8) 地域思春期相談事業（ひきこもり地域支援センター） *九州産業大学への委託事業

① 概要

主に福岡市東部に居住する心のケアを必要とするひきこもりに悩む思春期及び青年期の子どもと保護者を対象に、相談と居場所活動を、九州産業大学臨床心理センター内で平成21年5月より開始。

② 居場所活動「ワンド」

九州産業大学臨床心理センター内で週3回（水、金、土 13:00~16:00）開設。

参加状況： 121回 参加者631人
保護者会： 6回 参加者 45人

③ 電話・面接相談

電話相談や面接相談で継続的な関わりや支援を行っています。

相談数：35人 115回

(9) 思春期相談関連懇話会

思春期相談の現状や問題点について情報交換や検討を行うことで、関係機関や援助者の専門分野を超えたネットワークの構築ができることを目的として、思春期相談関連懇話会を設置しています。

平成19年度より、「ひきこもり支援」と「性の問題」をテーマに年間2回開催しています。

7 いじめ・不登校対策

(1) 不登校児童生徒学校適応指導教室「はまかせ学級」の運営

①概況

ほぼ毎日通級する1組と週1～3日通級する2組の2クラス体制（各組20名定員）

1組・・・集団活動を中心に

2組・・・小集団活動・個別活動を通して

共通の活動内容として、朝の会・帰りの会・学習活動・行事活動

②入級生の推移

19年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	5	7	7	5	1	1	2	4	0	6	2
計	5	12	19	24	25	26	28	32	32	38	40

年度末の動き 中3 15名（進学18名，就職1名） 小6 0名

20年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	14	0	6	1	6	4	0	0	4	2	3
計	14	14	20	21	27	31	31	31	35	37	40

年度末の動き 中3 22名（進学22名）

21年度	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規	10	5	3	3	1	3	0	2	0	4	1
計	10	15	18	21	22	25	25	27	27	31	32

年度末の動き 中3 18名（進学17名，就職他1名）

③入級生内訳

ア はまかせ学級入級児童生徒数

区分	小 学 生							中 学 生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
19年度	男子	0	1	0	1	1	0	3	1	10	6	17	20
	女子	0	0	0	0	0	0	0	3	8	9	20	20
	計	0	1	0	1	1	0	3	4	18	15	37	40
20年度	男子	0	0	0	0	0	1	1	2	5	9	16	17
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	10	13	23	23
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	15	22	39	40
21年度	男子	0	0	0	0	3	0	3	2	4	8	14	17
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	15	15
	計	0	0	0	0	3	0	3	2	9	18	29	32

イ クラス別入級児童生徒数

区分	小 学 生							中 学 生				計	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計		
19年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	14	7	23	23
	2組	0	1	0	1	1	0	3	2	4	8	14	17
	計	0	1	0	1	1	0	3	4	18	15	37	40
20年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	1	9	18	28	28
	2組	0	0	0	0	0	1	1	1	6	4	11	12
	計	0	0	0	0	0	1	1	2	15	22	39	40
21年度	1組	0	0	0	0	0	0	0	2	5	13	20	20
	2組	0	0	0	0	3	0	3	0	4	5	9	12
	計	0	0	0	0	3	0	3	2	9	18	29	32

(2) 不登校支援ネットワーク事業（学校訪問）

学校における不登校問題への取り組みを支援する。

指導主事等が学校を訪問して、不登校生児童・生徒の支援計画書を基に、管理職，担任，スクールカウンセラー一等と協議する場を持ち，支援方針を明確にし，連携しながら関わっていきます。

(3) 不登校児童生徒支援のための大学生相談員派遣事業

「大学生相談員（メンタルフレンド）派遣事業」

平成13年度からモデル事業として開始され、平成14年度から本格事業となった福岡市の単独事業です。

事業の目的は、家庭にひきこもりがちで、不登校状態となっている小学校、中学校に在籍する児童生徒に対して、教育相談の一環として、児童生徒の兄、または姉に相当する世代で教育問題に理解と情熱を有する大学生及び大学院生を相談員として児童生徒の家庭に派遣し、ふれあいを通じて、ひきこもり児童生徒やその家族の悩みや不安を解消します。

平成19年度には18人、20年度には17人、21年度には16人の派遣を行っています。表情が明るくなったり、外出が可能になったりなどの効果が多くの子どもに見られます。また、学校に登校できるようになったり、高等学校へ進学するなどの成果が上がっています。

(4) スクールカウンセラー派遣事業

スクールカウンセラー配置状況

この事業は、いじめ、不登校等の問題の解決及び防止を目的として中学校にスクールカウンセラーを配置し、それらを活用することにより、教育相談体制の充実を図るとともに、教員の資質向上に資することを目的としています。

区分	小学校	中学校	高等学校	計
19年度	0	65	4	69
20年度	0	67	4	71
21年度	0	67	4	71

スクールカウンセラーは臨床心理士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。

(任命にあたっては、福岡県臨床心理士会に推薦を依頼しています。)

本市においては、拠点校方式(中学校に配置されたスクールカウンセラーが校区内の小学校を併せて担当する。)を採り、中学校に配置してします。

職務内容は、①児童生徒、保護者へのカウンセリング②カウンセリング等に関する教職員及び保護者への研修及び助言、援助③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集、提供④配置学校区内小学校へのカウンセリング支援⑤その他所属長が学校運営上必要と認めたものです。

(5) スクールソーシャルワーカー（SSW）活用事業

この事業は、児童生徒がおかれた様々な環境、複雑化した課題を解決するため、社会福祉・教育の専門的な知識、技術を有したスクールソーシャルワーカーが中心となし、関係機関との連携及び調整を行うことを目的としています。

スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士または、精神保健福祉士の資格を有する者から選考により教育委員会が任命しています。(任命にあたっては、日本学校ソーシャルワーク学会に推薦を依頼しています。)

スクールソーシャルワーカーは、問題行動等の解決に向けて、児童生徒・保護者・学校・地域に対して環境条件・社会的人間関係把握のための聴取を行います。その内容をもとに、関係機関を含んだ関係者会議を行います。その際、スクールソーシャルワーカーは、支援計画書を作成し、コーディネーター役として支援を行います。

平成21年度は4名のスクールソーシャルワーカーを、いじめ・不登校などの問題行動等を多く抱える中学校区の小学校に配置し、関係機関と連携した支援体制の構築、問題行動等の削減を図っています。

平成21年度実績

区分	養護	非行	育成	障がい	その他	合計
相談件数	222	26	58	52	61	419
介入件数	88	5	24	21	23	161
終結件数	21	0	2	5	11	39

8 一時保護所（まりんルーム・ほっとルーム）の状況

(1) 一時保護の目的

- ①緊急一時保護 適当な保護者または宿所がないために子どもの身柄の保護が必要な場合。虐待、放任などの理由により、子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合。
- ②行動観察 支援上の診断に役立てるために、日常生活における対人関係、生活習慣などの具体的な行動観察を行う場合。
- ③短期入所指導 家庭から一時的に引き離した指導が望ましい非行児や不登校児などを短期間保護してカウンセリングやグループワークなどで指導を行う場合。

これらの保護目的により、一時保護所に入所する子どもの年齢は、2歳から18歳未満までと幅が広く、その子どもや家庭環境、親子関係が抱える問題は、複雑多様化しています。

また、今までの一時保護所（まりんルーム）とは、別途に20年4月、集団生活が難しい子や高校生、中卒児などに少人数で個別的ケアを行うことを目的としたほっとルームを開設しました。

(2) 相談種別人数

区分	養護				非行	育成	その他		計			
			虐待									
17年度	314	-	97	-	54	-	16	-	7	-	391人	-
	80.3	-	24.8	-	13.8	-	4.1	-	1.8	-	100.0%	-
18年度	288	-	122	-	84	-	19	-	0	-	391人	-
	73.7	-	31.2	-	21.5	-	4.8	-	0.0	-	100.0%	-
19年度	287	-	120	-	74	-	16	-	5	-	382人	-
	75.1	-	31.4	-	19.4	-	4.2	-	1.3	-	100.0%	-
20年度	265	(19)	87	(8)	85	(10)	13	(2)	0	(0)	363人	(31)
	73.0	61.3	24.0	25.8	23.4	32.2	3.6	6.5	0.0	0.0	100.0%	(100.0)
21年度	277	(35)	59	(8)	98	(11)	13	(1)	0	(0)	388人	(47)
	71.4	74.5	15.2	17.0	25.2	23.4	3.4	2.1	0.0	0.0	100.0%	(100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

平成21年度の、一時保護実人員は388人、延べ人員は13,603人で実人員は20年度よりわずかに増加していますが、延べ人員は減少しています。また、平成21年度一人あたりの平均保護日数は33.6日で、一日平均の保護人員は37.3人とわずかに減少しています。実人員を相談種別でみると、「養護」が全体の71.4%と圧倒的に多く、次いで、「非行」(25.2%)、「育成」(3.4%)の順となっています。

(3) 年齢別人数

区分	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	計					
19年度	107	-	119	-	102	-	54	-	382人	-
	28.0	-	31.2	-	26.7	-	14.1	-	100.0%	-
20年度	92	(0)	110	(6)	102	(9)	59	(16)	363人	(31)
	25.3	(0.0)	30.3	(19.4)	28.1	(29.0)	16.3	(51.6)	100.0%	(100.0)
21年度	91	(0)	108	(10)	106	(10)	83	(27)	388人	(47)
	23.5	(0.0)	27.8	(21.3)	27.3	(21.3)	21.4	(57.4)	100.0%	(100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

年齢別の相談種別一時保護の状況をみると、0～5歳では「養護」が100%、6～11歳では「養護」が83.3%、12～14歳では「養護」が50.0%、「非行」が46.2%、15歳以上では「養護」が51.8%、「非行」が44.6%となっています。

(4) 一時保護後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設入所	里親・保護受託者委託	他児相・機関移送	その他	計
19年度	244 65.6	79 21.2	19 5.1	21 5.6	9 2.4	372人 100.0%
20年度	233 (11) 64.2 (36.7)	88 (13) 24.2 (43.3)	21 (1) 5.8 (3.3)	12 (3) 3.3 (10.0)	9 (2) 2.5 (6.7)	363人 (30) 100.0% (100.0)
21年度	251 (25) 64.5 (56.8)	81 (8) 20.8 (18.2)	34 (9) 8.7 (20.5)	10 (0) 2.6 (0.0)	13 (2) 3.4 (4.5)	389人 (44) 100.0% (100.0)

※()内の数値は、H20.4に開設したほっとルームの人数で内数です。

一時保護後の子どもの処遇状況は、平成21年度は64.5%が一時保護後に帰宅し、児童福祉施設への入所になった子どもは20.8%、里親委託が8.7%と増加となっています。

(5) 一時保護所の生活

一時保護所に入所する子どもは、保護の目的からも察せられるように、家庭環境や親子関係に問題が多く、安定した家庭生活を送ってきた子ども達は少ないため、一時保護所では、家庭的な雰囲気の中で、子どもが落ち着いて生活できるような日課を組んでいます。

また、できるだけ束縛感を与えず、自由に楽しく活動できる時間を取り入れています。曜日や時間帯によって指導内容や指導方法を変え、生活にリズムを持たせるように配慮しています。

学齢児の場合、午前中は学習を行います。国・算・英の3教科を中心に教科書やドリルなどを使い、子どもの多様な能力を伸ばすようにしています。学習の始めには、百ます計算練習をして集中力を高めます。午後は、スポーツとレクリエーション、自由時間が中心で、伸び伸びと行動できる時間としています。

全体の日課を通して、幼児には食事や洗面、排泄、衣服の着脱などの基本的な生活習慣を習得させ、学齢児には学習の習慣づけや昼夜逆転など乱れた生活リズムの改善、対人関係の取り方などを習得できるような指導内容を心がけています。

また、少人数で個別のケアを行うほっとルームについては、学習やスポーツなど、その日の状況に応じて柔軟に対応しています。日課については、まりんルームの学齢児に準じますが、スポーツの時間をずらしなど、まりんルームの子どもと接触しないような時間としています。

まりんルームの日課

学 齢 児	時刻	幼 児
起 床	7:00	起 床
洗面・体操	7:30	朝 食
朝 食	7:50	保 育
学 習	9:00	
計算練習 中学生=英語・国語・数学 小学生=国語・算数	10:00 11:30	お や つ 保 育 食
昼 食	12:00	
ス ポ ー ツ 入 浴	13:00	午 睡 入 浴
お や つ 自 由 時 間	15:00 17:30	お や つ 自 由 時 間 夕 食
夕 食	18:00	自 由 時 間
日 記 記 入 自 由 時 間	20:00	就 床
小学生就床	21:00	着替え・洗面
中学生就床	22:00	

(6) 所外活動実施状況

毎日の日課と併せて、グループワークなどを目的とした様々な所内外での活動を定期的実施しています。

所内では調理実習やカレンダーづくり等を行い、所外では社会見学やハイキングなどに出かけています。特に「非行」で入所している子どもには、所外活動は情緒を安定させ、社会性を高めるための有効な指導方法となっています。

また、幼児については気分転換を図るため隣接する特別支援学校のグラウンドや公園、海岸などにできるだけ出かけるようにしています。

※所外活動実施回数

全日活動				半日活動			
種 別	19年度	20年度	21年度	種 別	19年度	20年度	21年度
社会見学	3	5	1	社会見学	5	2	4
ハイキング	3	5	5	ハイキング	2	0	0
川 遊 び	1	0	0	所外スポーツ	11	4	1
そ の 他	1	2	4	そ の 他	127	237	253
計	8	12	10	計	145	243	258

9 その他の事業

(1) 事件・事故等に関わる学校緊急支援事業

事件・事故等に児童生徒が巻き込まれ、身体的、心理的、行動面などに様々な反応を示すおそれが生じた時、児童生徒、保護者、教職員の心のケアのために相談員等が緊急に学校訪問し、支援しています。
小学校 3校、計6人（児童生徒・保護者・教職員）の心のケアを実施しました。

(2) 非行防止活動

① 街頭指導活動

青少年の非行を未然に防止するため、センター職員と子ども生活指導員による街頭指導活動を実施しています。また、福岡県警少年サポートセンター職員（警察職員）と子ども生活指導員の協働による指導も実施しています。

ア 子ども生活指導員

非行防止に係る生活指導の促進を図るため、関係機関・団体からの推薦に基づき福岡市長が委嘱しています。

区分	保護司	民生委員 児童委員	区青少年 問題連絡会	少年補導員	中学校 P T A	中学校 教諭	高校教諭			計
							私立	県立	市立	
人数	7	7	7	7	7	26	23	13	4	101

イ 街頭指導の実施状況

区分		午前	午後	夕方	計
回数	19年度	68	210	74	352
	20年度	73	202	77	352
	21年度	59	167	72	298
従事人員	19年度	260	908	312	1,480
	20年度	330	969	350	1,649
	21年度	205	704	270	1,179
指導人員総数	19年度	347 (134)	1,657 (678)	535 (188)	2,539 (1,000)
	20年度	355 (101)	1,674 (658)	1,101 (383)	3,130 (1,142)
	21年度	275 (124)	1,789 (742)	1,015 (409)	3,079 (1,275)

() 内は女の子で内数

*従事人員内訳

(単位:人)

区分	子ども 生活指導員	少年補導職員	センター 相談員	区役所職員等	計
19年度	834	80	299	267	1,480
20年度	911	91	323	324	1,649
21年度	493	100	267	319	1,179

※区役所職員は、各区非行防止対策推進員・地域振興課職員等です。

ウ 指導の状況

区分		刑法犯	不良行為	声かけ	危険な遊び	計
未就学	19年度	0	0	9	0	9
	20年度	0	0	20	0	20
	21年度	0	0	4	0	4
小学生	19年度	0	1	293	0	294
	20年度	0	2	314	0	316
	21年度	0	0	336	0	336
中学生	19年度	0	9	594	0	603
	20年度	0	13	784	0	797
	21年度	0	4	782	0	786
高校生	19年度	0	76	1,437	0	1,513
	20年度	0	65	1,802	0	1,867
	21年度	0	27	1,870	0	1,897
その他 学生	19年度	0	13	37	0	50
	20年度	0	4	43	0	47
	21年度	0	0	18	0	18
勤労少年	19年度	0	5	5	0	10
	20年度	0	2	10	0	12
	21年度	0	5	7	0	12
無職少年	19年度	0	33	27	0	60
	20年度	0	14	57	0	71
	21年度	0	6	20	0	26
計	19年度	0	137	2,402	0	2,539
	20年度	0	100	3,030	0	3,130
	21年度	0	42	3,037	0	3,079

※刑法犯とは、刑法に触れる行為をしている者。
不良行為とは、怠学や喫煙等行為をしている者。

② 青少年愛護協力員活動

青少年の非行を防止するため、スーパー、デパート等の商業関係者の協力により、店舗内において、「愛の声かけ」等を行う推進役として「青少年愛護協力員」を委嘱し、市民ぐるみ、地域ぐるみにより青少年の非行防止を図っています。

区分		委嘱数
大規模小 売店舗	スーパー	7
	デパート,その他	15
スーパー本部		3
商店街等		2
計		27

③ 環境浄化活動

青少年を非行から守り健全に育成していくため、有害な環境の浄化活動や協力要請活動を行っています。

区分	有害 広告物	たまり場						計	
		ゲーム	カラオケ	書店	飲食店	スー パー	その他 インターネット カフェ等		
排除・ 協力要請	19年度	0	248	165	53	30	4	—	500
	20年度	9	178	141	32	23	4	34	421
	21年度	13	129	118	41	21	7	27	356
撤去	19年度	0	0	0	0	0	0	—	0
	20年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	21年度	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19年度	0	248	165	53	30	4	—	500
	20年度	9	178	141	32	23	4	34	421
	21年度	13	129	118	41	21	7	27	356

(3) 児童福祉審議会処遇困難事例等専門部会

① 経緯

平成10年4月の児童福祉法一部改正により児童福祉審議会（専門部会）を設置。近年の虐待等の深刻な問題に適切に対処するとともに、入所措置等の客観性を図る観点から、児童福祉審議会に法律・医学等の専門家からなる専門部会を設け、児童相談所長が施設入所等の措置を行う際、専門部会の意見を聴くこととなった。（児童福祉法第27条第6項）

② 趣旨

児童相談所における処遇決定の客観性と専門性の向上を図ることにより、児童の最善の利益を確保しようとするものであり、次の要件のいずれかに合致する場合、専門部会の意見を聴かなければならない。

- ・児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置方針と一致しないとき。
- ・児童相談所長が必要と認めるとき。

ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ審議会の聴くいとまがない時はこの限りではない。この場合、採った措置について速やかに児童福祉審議会に報告しなければならない。（児童福祉法施行令第32条）

③ 運営等

- ・委員数 5名、
- ・開催数 概ね毎月1回

④ 里親認定

養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親の認定について、処遇困難事例等専門部会において適否の意見聴取を行っている。

また、平成21年度から制度化された小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の指定についても意見聴取を行っている。

(4) 広報・啓発活動

① ホームページの公開

URL(アドレス) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/>

② 小冊子「わが子を見つめる」の発行

小学校及び中学校の卒業児を持つ保護者を対象に、こどもの健全育成の推進を目的とした育児のヒントとなる小冊子を発行。

- ★中学生版 15,600部
- ★10代後半版 15,100部

③ 出前講座等の実施 ※（ ）内は出前講座のテーマ

地域からの依頼により、市の取り組み等を直接説明に出向きます。

- ★里親制度（里親のこと知ってください） 1回
- ★心の発達（こどもの心の発達とその理解） 9回
- ★虐待防止（ストップ・ザ虐待） 2回



相談の電話はTel 833-3000、女の子専用電話はTel 833-3001
※詳細は、上記の「相談」メニューをご覧ください。



●施設の構造・規模
敷地面積：16,121.81平方メートル
延床面積：2,097.31平方メートル
延床容積：12,073.92平方メートル
構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
階数：地下1階、地上7階建

第 3 特 集

1 一時保護所における分離ケアの試み

(1) はじめに

平成15年、福岡市子ども総合相談センターの開所時に、一時保護所の保護児定員を従来の25人から30人に増員したが、虐待相談の増加や処遇困難な事例の増加、さらには児童福祉施設の状況等により保護児数が確実に増加した。それに伴い、定員を30人から35人へと増員したが要保護児童はその後も増え続けた。

さらに、一時保護所は様々な背景を抱えた子どもが入所してくるため、子ども同士のトラブルは絶えず、保護児数の増加とともにトラブルも頻発する事態となっていた。

そのような時、教育委員会が所管運営していた滞在施設（当子ども総合相談センター3階フロア）を一時保護所として移管を受けることができるようになったため、定員を35人から40人に増員するとともに、従来の一時保護所（当子ども総合相談センター2階フロア）とは分離して運営することとした。この試みを始めて2年が経過したので、その現状と今後の課題についてまとめるものである。

(2) 「ほっとルーム」の概要

教育委員会が所管運営していた滞在施設は、当センターの3階に位置し、男女各々のゾーンに、5室の居室とトイレ、洗面室、浴室の設備がある。さらに、共用ゾーンに食堂、学習室、談話室、面接室がある。居室は若干の違いはあるが、6～8畳の広さの和室となっている。この構造を活かし、居室は原則一人一室とすることで、プライベートゾーンの提供が可能となった。また、従来からの一時保護所とは自由に行き来できる構造にはなっていないので、職員も2階と3階を固定配置とし、分離ケアに取り組んだ。

通常、「分離ケア」と言うときには、従来の混合ケアの弊害を改善するものとしての相談種別によるグループケアを指すが、ここでいう「分離ケア」は、個別ケアの必要性を基準としたものである。

なお、従来の一時保護所は「まりんルーム」という愛称を使用していたので、新たな一時保護所は「ほっとルーム」という愛称で呼ぶこととなった。

(3) 「ほっとルーム」の運営

① 設置目的

センター開設当初からの定員超過の解消や、虐待による一時保護児の増加や中卒児の増加に対応するため、また、集団になじみにくい子どもを小さな集団でより個別的なケアの実施を目的に「ほっとルーム」を設置した。このことにより、集団の規模を小さくすることが可能となり、子どものストレスの軽減を図るとともに、子どもの特性に応じた多様な支援を行うことを目的とする。

② 定員

10名（小学生以上） 男子 5名、女子 5名

③ 入所対象児

- ・ 集団生活に不適應を示す子ども
被虐待児や学校でいじめられた経験のある子、不登校やひきこもり気味の子どもが多くは騒々しい集団での生活に強いストレスを感じる。このような集団不適應の子どもに個別的なケアを行う。
- ・ 情緒的ケアが必要な子ども
本来なら情緒障害児短期治療施設等でのケアが望ましいが、親の同意が得られない場合、問題行動や年齢などで入所が困難な場合などに落ち着いた環境で情緒的なケアを行う。

- ・通学の必要な高校生および求職活動が必要な子ども
普通高校に在籍しており出席日数の確保のために通学が必要な子ども、自立のために職安などで求職活動を行う必要がある子ども。
- ・「まりんルーム」での生活が難しい子ども
「まりんルーム」入所児との関係で「ほっとルーム」入所が好ましい場合、「まりんルーム」の入所児が多い場合や感染症の集団発生などで「まりんルーム」入所が難しい場合など。ただし、無断外出の可能性が高い子どもは除く。
- * 「ほっとルーム」入所にあたっては、入所前に担当児童福祉司、児童心理司、児童指導員で、入所の目的、ケアに関する留意事項、おおよその入所期間等について協議のうえ受け入れを行う。

④ 居室

原則として一人一室とする。

⑤ 職員体制

児童指導員（教諭） 1名、昼間児童指導員（嘱託） 2名、夜間児童指導員（嘱託） 6名 計9名
 昼間 2～3名
 夜間 2名

⑥ 日課

原則として日課は以下のとおりであるが、少人数であるため状況に応じて柔軟に対応する。また、通学や求職活動が必要な子どもについては別スケジュールで対応する。

7:00	起床・洗面・掃除（居室）
7:30	朝食
9:00	学習（日・祝日は自由時間）
11:30	昼食
13:00	学習・活動（土・日・祝日は自由時間）
15:00	おやつ
15:30	スポーツ・散歩
16:30	自由時間
17:30	夕食
18:00	日記・入浴（交代で入浴）
22:00	就寝

センター周辺への散歩だけでなく、1～2ヶ月に1回はお弁当を持って所外に出かけたり、午後の活動時に調理実習や四季折々の行事を取り入れるようにしている。

(4) 入所児童の状況

① 相談種別入所児数

(単位：人)

区分		養護	虐待	非行	育成	その他	計
20年度	実人数	11	8	10	2	0	31
	延人数	571	303	807	45	0	1726
21年度	実人数	27	8	11	1	0	47
	延人数	1337	679	288	9	0	2360

区分	1日平均保護児数	退所児平均保護日数
20年度	4.73人	53.43日
21年度	6.47人	47.34日

相談種別毎の入所児数では、養護相談がもっとも多いが、明らかな虐待ではないにしても、不適切な養育環境に育った子どもが多い。それは、情緒や対人関係に問題を抱えている子どもが多いということである。

入所児中、小学生は平成20年度が3人、21年度は5人であった。最年少は小学1年生であるが、情緒障害児短期治療施設から保護者との面会のために一時保護しており、子どもの情緒的な安定を図る上での入所であった。他の小学生は、注意欠陥多動性障害の診断がついている子どもで、刺激の少ない小集団のケアを実施するために入所となった。

入所児の多くは中高生である。中卒後、高校に進学していない者もしくは中退等で所属のない者も、平成20年度は5人、21年度は6人入所した。

1日平均保護児数は4～6人である。定員は10人であるが、現在の職員体制で、保護児が6～7人を上回るときめ細かなケアが実施できないと考え、人数の調整を行っている。しかし、「まりんルーム」の状況次第では定員いっぱいになることもある。

退所児の平均保護日数は、平成20年度は53.43日、21年度は47.34日で、一時保護所平均の約30日と比べると長期間になっている。2年間で最も入所期間が長かった者は345日であったが、高校生で、在籍の高校を卒業するために一時保護所以外の居場所が見つけられなかったことによる。

② 一時保護退所後の支援状況

	帰宅	児童福祉施設	里親委託	自立援助ホーム	他児相・他機関	その他	計
20年度	10	10	1	2	6	1	30人
	33.3	33.3	3.3	6.8	20.0	3.3	100%
21年度	24	6	9	1	3	0	43人
	55.8	14.0	20.9	2.3	7.0	0	100%

家庭に戻る子どもが多いが、平成21年度は20%の子どもが里親委託になっており、児童福祉施設入所を上回っている。単純に比較はできないが、「まりんルーム」の子どもたちに比べると、家庭に戻る子どもは少なく、里親に委託した子どもが多い。

自立援助ホームに入所した子どもも、平成20年度2人、21年度1人いる。

(5) 「ほっとルーム」のケアを通して見えてきたこと

① 小規模集団の大切さ

前述のように、「ほっとルーム」の定員は10名であるが、可能な限り入所児数を6～7名で押さえることにより集団の規模を小さくした。このことにより、子ども1人当たりの占有面積が広くなり、ゆったりとした空間を

提供することができ、多動傾向のある子どもが動き回ってもさほど気にしなくてよい環境となった。

また、子どもの人数が少ないので、刺激も少なくなり、注意の問題を抱えている子どもには落ち着いた環境を確保することができた。入所した小学生のほとんどは、注意欠陥多動性障害と診断された子どもであり、「まりんルーム」では本人も落ち着かず、他児とのトラブルも頻発するため「ほっとルーム」で受け入れた子どもであるが、明らかに安定度が増した。

② プライバシーの確保

居室は1人1室で、一人一人の子どものプライベートゾーンを保障することができた。日中の活動は基本は集団行動としているが、対人関係の問題を抱えておりどうしても他者と同じ空間で行動することが困難な場合は、居室で過ごしながらかつ徐々に集団参加の時間を増やしていった。

また、体調不良であったり、その日の状況で集団行動が困難な場合も自室で過ごす事が可能となった。さらに、人数が少ないので、入浴もひとりずつ行うことができています。

このように、プライバシーが守られることにより情緒の安定が促進できることが確認できた。

しかし、小学生においては就寝時に6畳よりやや広い部屋で一人で寝ることに不安を示す子どもも多いので、寝付くまで職員がそばにつくようにしているが、このことにより、職員との距離が縮まるという効果も見られる。

③ 職員の関わり

昼間は2～3名、夜間は2名の職員配置としているので、子ども2～3人に職員1名程度の比率になっている。勿論、入所児童数により状況は異なるが、子どもと職員の比率を常時「2～3：1」を保つことができるように可能な限り入所調整を行っている。

このことにより、職員全員が一人一人の子どもの状況をより細やかに把握することを可能にしているし、より多く子どもに関わることも可能にしており、個々の子どもの状況に応じたケアを提供することに繋がっていると思われる。

「ほっとルーム」における児童ケアは、従来の一時保護所におけるケアと比べると、かなり個別的であり大人の関わりが多くなっているが、このような環境でやや長期的なケアを実施すると、子どもの情緒的な退行を促進する傾向があることが確認された。子どもによっては、激しい怒りを表出することもあるが、その方向は主に職員に向かっている。また、職員の関わりの中で感情表出や言語化が促進されている状況も確認された。

このことは、まさに情緒的な育て直しである。

(6) まとめと今後の課題

近年、福岡市においても、虐待相談や養育上の問題による一時保護児が増加しているが、「ほっとルーム」の取り組みを通して、一時保護所におけるケアもできるだけ小規模の集団で、きめ細かに実施することが必要であることを再認識した。

そもそも、一時保護を必要とする子どもは情緒や行動上の問題を抱えていることが多く、また、突然に住み慣れた家や地域を離れて一時保護所にやって来ることを考えれば、現状は子どもに「安心」や「安全」を十分に保障できる体制とはいえ、ケアの体制や中身の改善が今後の課題と思われる。

「ほっとルーム」でのケアを開始したことにより、高校生や中卒・高校中退の無職少年も一時保護することが多くなった。高校生は出席日数の関係で、一時保護所から通学することが多い。また、無職少年は求職活動等で外出することもある。通学とはいえ、一時保護所は元々子どもが単独で外出することを想定した体制ではないので、早急に体制を整備することが望まれる。

また、現在は小学生、中学生もともに保護しているが、15歳以上の年長児は前述のように、外出の必要性があったり、生活の在り様が異なる。勿論、異年齢の子どもたちが生活を共にするメリットもあるが、年長児の生活のQOLを保障しようとするれば年長児専用の一時保護所を設置することが望まれる。

さらに、子どもが情緒的に退行するのはよいことであるが、効果的に育て直しを行っていくには、子どもの変化をできるだけ詳細に観察し分析を行って職員間で共通理解をした上で、どのように関わるかを検討しなければいけない。子どもには指導員のみではなく、児童福祉司や児童心理司も関わるので、多職種職員集団での情報共有と共通理解を常に行いながらのチーム・アプローチが必要不可欠であると考えられる。

日本における社会的養護は、従来の施設養護から家庭的養護に移行しつつある。これは、家庭で暮らすことができなくなった子どもに何が必要であるか、ということに視点があてられた結果の方向性である。一時保護所は子どもたちにとっては、あくまで一時的な仮の住処であり、通過点ではあるが、様々な背景を抱え、大変な状況から脱してやってくる最初の居場所である。幼児から17歳と年齢も幅広く、毎日のように入退所がある変化の激しい居場所でもある。それゆえ、子どもたちが「安心・安全」を実感でき、一人一人を大切にケアできる居場所となるよう、今後も整備していくことが必要と思われる。

第4 資 料 集

1 福岡市の人口と子どもをとりまく環境

(1) 行政区別児童人口

(平成22年4月1日現在推計人口)

児童人口は平成22年3月31日現在

区分	面積 (km ²)	人口 (人)	児童人口 (人)	児童人口比率 (%)
全 市	341.32	1,454,062	235,645	16.2
東 区	67.98	290,153	50,194	17.3
博多区	31.47	210,906	27,994	13.3
中央区	15.16	175,485	21,789	12.4
南 区	30.98	248,468	41,058	16.5
城南区	16.02	128,512	20,144	15.7
早良区	95.88	211,477	38,496	18.2
西 区	83.83	189,061	35,970	19.0

※児童・・・18歳未満。

資料：総務企画局企画調整部統計調査課

(2) 行政区別保育所・幼稚園・学校数

平成21年5月1日現在

(保育所・保育園のみ平成22年4月1日現在)

区分	保育所・ 保育園	幼稚園	小 学 校		中 学 校		高等学校	特別 支援学校
			総数	特別支援 学級設置校	総数	特別支援 学級設置校		
全 市	186 (11)	128 (2)	149 (1)	86	83 (1)	48	41	10
東 区	39 (3)	22	29	18	16	10	8	1
博多区	28	12	19	10	11	6	5	2
中央区	16	17	16	8	10	4	6	1
南 区	28 (3)	25	26	19	15 (1)	11	8	2
城南区	16 (2)	14 (1)	11	5	6	4	3	—
早良区	29 (2)	23 (1)	25	12	11	6	5	2
西 区	30 (1)	15	23 (1)	14	14	7	6	2

※保育所は、市内の認可保育所数

資料：子ども未来局保育課、教育委員会企画課

幼稚園・各学校は市内の国立・公立・私立の校数。(高等学校は定時制・通信制を含む実校数)

[] は分園で内数。

() は分校で内数。

< > は休校(園)で内数。

2 福岡市における少年非行の実態

資料:福岡県警本部少年課

(1) 刑法犯少年

① 概況

福岡市の刑法犯少年は、前年比501人減少したが、福岡県下も減少傾向にあり、いまだ県下の25%近くを占めている。

区分		犯罪少年		触法少年		計	
			うち女子		うち女子		うち女子
19年度	福岡市	2,122	461	281	68	2,403	529
	福岡県	6,777	1,583	1,475	339	8,252	1,922
	%	25.7	24.0	3.4	3.5	29.1	27.5
20年度	福岡市	1,782	399	273	57	2,055	456
	福岡県	5,747	1,310	1,338	306	7,085	1,616
	%	25.2	24.7	3.9	3.5	29.0	28.2
21年度	福岡市	1,403	244	151	17	1,554	261
	福岡県	5,178	896	1,017	192	6,195	1,088
	%	22.6	22.4	2.4	1.6	25.1	24.0

※本表は、非行地主義で計上。以下同じ。率は、福岡県総数に対する福岡市の比率。

② 罪種別状況

刑法犯少年を罪種別で見ると「窃盗犯」と「占有離脱物横領」（持ち主の分からない自転車やオートバイを勝手に乗り回すなど）が、全体の84.2%を占めている。

区分	凶悪犯					粗暴犯					窃盗犯	知能犯	風俗犯	占有離脱物横領	その他	計
	殺人	強盗	放火	強姦	小計	暴行	傷害	脅迫	恐喝	小計						
19年度	0	3	5	2	10	23	79	1	36	139	1,144	8	8	967	127	2,403
20年度	1	4	5	2	12	31	97	3	17	148	968	20	7	776	124	2,055
21年度	1	12	0	0	13	17	61	1	20	99	766	13	7	544	112	1,554

③ 学職別

刑法犯少年全体の約64%を中学生・高校生が占めている。

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
19年度	45	930	699	261	1,935	223	245	468	2,403件
	1.9	38.7	29.1	10.9	80.6	9.3	10.2	19.5	100.1%
20年度	41	788	609	207	1,645	174	236	410	2,055件
	2.0	38.3	29.6	10.1	80.0	8.5	11.5	20.0	100.0
21年度	36	561	431	167	1,195	150	209	359	1,554件
	2.3	36.1	27.7	10.8	76.9	9.7	13.4	23.1	100.0

(2) 窃盗犯少年

① 手口別

万引きが313人と全体の約41%を占めている。また、自転車盗やオートバイ盗等を合わせた乗物盗が全体の49%と前年に比べ3.8ポイント上昇している。

区分	ね空 らき い巢	忍 込 み	乗物盗				車 上 ね ら い	万 引 き	ひ つ た く り	そ の 他	計
			自 動 車	オ ー ト バ イ	自 転 車	小 計					
19年度	6	2	8	274	266	548	2	463	25	98	1,144
20年度	3	0	5	225	208	438	0	419	26	82	968
21年度	3	1	5	182	189	376	6	313	8	59	766

② 学職別

刑法犯少年と同じく中学生・高校生が全体の66%を占めている。

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
19年度	20	499	335	48	902	119	123	242	1,144件
	1.7	43.6	29.3	4.2	78.8	10.4	10.8	21.2	100.0%
20年度	21	407	286	50	764	74	130	204	968件
	2.2	42.1	29.5	5.2	79.0	7.6	13.4	21.0	100.0%
21年度	22	283	221	35	561	77	128	205	766件
	2.8	37.0	28.9	4.5	73.2	10.1	16.7	26.8	100.0%

●関係用語の説明

犯罪少年	罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいう。	刑法犯少年	刑法に規定する罪を犯した犯罪少年及び刑法に触れる行為をした触法少年をいう。
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。	特別法犯少年	刑法及び交通法令以外の刑罰法令に規定する罪を犯し、又は触れる行為をした、犯罪少年、触法少年をいう。
ぐ犯少年	保護者の正当な監督に服さない正当な理由がなく、家庭に寄りつかないなど、その性格、環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがある少年をいう。	不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲食・喫煙・家出・深夜徘徊、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。
非行少年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年をいう。	被害少年	犯罪やいじめなど、少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年をいう。

(3) 不良行為少年

深夜徘徊（54.1%）と喫煙（37.3%）を中心に不良行為で補導された少年は19,483人で、前年に比べ11,459人減少している。

① 行為別

区分	喫煙	深夜徘徊	不良交友	薬物乱用	暴走行為	飲酒	怠学	粗暴行為	不健全娯楽	その他	計
17年度	7,398	10,690	134	45	168	270	810	18	30	89	19,652
18年度	9,540	13,434	1,145	29	132	270	220	36	22	98	24,926
19年度	9,358	17,233	1,382	15	134	274	139	48	7	101	28,691
20年度	10,195	18,358	1,549	9	144	237	248	49	21	132	30,942
21年度	7,276	10,557	759	2	191	415	149	33	31	70	19,483

② 学職別

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
19年度	117	6,594	8,205	304	15,220	3,653	9,818	13,471	28,691件
	0.4	23.0	28.6	1.1	53.1	12.7	34.2	46.9	100.0%
20年度	150	7,421	8,384	355	16,310	4,167	10,465	14,632	30,942件
	0.5	24.0	27.1	1.1	52.7	13.5	33.8	47.3	100.0%
21年度	133	4,385	5,572	339	10,429	2,606	6,448	9,054	19,483件
	0.7	22.5	28.6	1.7	53.5	13.4	33.1	46.5	100.0%

(4) 特別法犯少年

① シンナー等乱用

シンナー等の乱用（吸入、所持）により検挙・補導された少年は22人で、前年に比べ5人減少している。

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
19年度	0	5	7	2	14	19	29	48	62件
	0.0	8.1	11.3	3.2	22.6	30.6	46.8	77.4	100.0%
20年度	0	1	7	0	8	5	14	19	27件
	0.0	3.7	25.9	0.0	29.6	18.5	51.9	70.4	100.0%
21年度	0	0	2	0	2	8	12	20	22件
	0.0	0.0	9.1	0.0	9.1	36.4	54.5	90.9	100.0%

② 覚せい剤乱用

覚せい剤の乱用により検挙・補導された少年は6人と前年に比べ4人増加している。

区分	児童生徒					一般少年			計
	小学生	中学生	高校生	その他	小計	有職	無職	小計	
19年度	0	0	0	0	0	7	3	10	10件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	70.0	30.0	100.0	100.0%
20年度	0	0	0	0	0	1	1	2	2件
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	100.0	100.0%
21年度	0	0	1	0	1	1	4	5	6件
	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	16.7	66.6	83.3	100.0%

3 児童福祉施設等一覧



児童福祉施設等と記号					
児童福祉施設等	記号	数	児童福祉施設等	記号	数
こども総合相談センター	■	1	肢体不自由児通園施設	▲	1
区役所 (家庭児童相談室)	●	7	重症心身障がい児施設	★	1
乳児院	◆	2	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	□	1
児童養護施設	○	3			
知的障がい児施設	☆	1			
知的障がい児通園施設	△	6	西部療育センター	+	1
ろうあ児施設	⊗	1			
盲児施設	◇	1	自立援助ホーム	◎	1

(1) 乳児院

※()内の数値は暫定定員

施設名	定員	措置数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
福岡乳児院	45 (44)	29	福岡市博多区西春町1丁目1-14	812-0873	092-573-7025	092-593-6661
福岡子供の家 みずほ乳児院	20	14	福岡市城南区樋井川6丁目 24-16	814-0153	092-871-6172	092-871-6173

(2) 児童養護施設

福岡育児院	95 (83)	62	福岡市東区原田2丁目11-13	812-0063	092-621-2241	092-629-5529
福岡子供の家	106	85	福岡市早良区大字西1番地	811-1131	092-803-1217	092-803-1218
和白青松園	126	101	福岡市東区三苦2丁目30-1	811-0201	092-606-2109	092-607-7421

(3) 情緒障がい児短期治療施設

筑後いずみ園	50 (36)	9	筑後市下北島210	833-0034	0942-52-2404	0942-53-6583
こどもL.E.Cセンター	35	5	熊本県上益城郡益城町古閑73	861-2234	096-331-0210	096-331-0215
大村椿の森学園	40	2	長崎県大村市上諏訪町1088-2	856-0023	0957-48-5678	0957-50-1225

(4) 知的障がい児施設

若久緑園	80	42	福岡市南区若久2丁目3-51	815-0042	092-551-4011	092-551-4012
小郡学園	60	10	三井郡大刀洗町大字甲条1828	830-1212	0942-77-2789	0942-77-4278
穂波学園	120	24	飯塚市大字庄司1150	820-0051	0948-22-3022	0948-24-0142
桜園 児童部	20	1	筑後市大字西牟田6365-4	833-0053	0942-53-8342	0942-53-9733
第二白梅学園	60	1	柳川市大字矢加部539-1	832-0004	0944-72-0012	0944-72-0113
月の輪学園	30	3	築上郡上毛町原井84-1	871-0926	0979-72-2181	0979-72-4241

(5) 知的障がい児通園施設

ゆたか学園	50	44	福岡市城南区大字東油山161-2	814-0155	092-861-2990	092-861-3008
わかば学園	30	32	福岡市東区若宮1丁目12-7	813-0036	092-681-1550	092-681-1559
しいのみ学園	30	25	福岡市南区井尻1丁目37-12	811-1302	092-572-7519	092-572-7519
めばえ学園	40	40	福岡市博多区半道橋1丁目17-1	812-0897	092-474-0505	092-474-1148
めばえ学園 親子	10	10	〃	〃	〃	〃
心身障がい福祉センター(ぴよぴよ園)	30	50	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	53	51	福岡市西区内浜1丁目5-54	819-0005	092-883-7161	092-883-7163
joyひこばえ	30	32	福岡市博多区上川端6-10	812-0026	092-271-1588	092-271-1587

(6) 肢体不自由児施設

粕屋新光園	110	2	糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1	811-0119	092-962-2231	092-962-3113
ゆうかり学園	60	3	久留米市田主丸町石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
佐賀整肢学園こども発達医療センターひまわり園	70	0	佐賀市金立町大字金立2215-27	849-0906	0952-98-2211	0952-98-3391
北九州市立総合療育センター	60	1	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	802-0803	093-922-5596	093-952-2713

(7) 肢体不自由児通園施設 ※()内の数値は暫定定員

施設名	定員	措置数	住所	郵便番号	電話番号	FAX番号
あゆみ学園	40	39	福岡市南区屋形原2丁目23-2	811-1351	092-566-5666	092-566-5695
心身障がい福祉センター(ここここ園)	40	31	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
西部療育センター	17	20	福岡市西区内浜1丁目5-54	819-0005	092-883-7161	092-833-7163

(8) ろうあ児施設

新開学園	20	5	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
金町学園	30	1	東京都葛飾区水元3-13-8	125-0032	03-3607-0786	03-3607-0845

(9) 難聴視覚障がい幼児通園施設

心身障がい福祉センター(ありんこ園)	30	22	福岡市中央区長浜1丁目2-8	810-0072	092-721-1611	092-712-5918
--------------------	----	----	----------------	----------	--------------	--------------

(10) 盲児施設

生明学園	20	1	福岡市早良区飯倉5丁目15-1	814-0161	092-871-1970	092-871-8730
------	----	---	-----------------	----------	--------------	--------------

(11) 重症心身障がい児施設

福岡病院	120	9	福岡市南区屋形原4丁目39-1	811-1394	092-565-5534	092-566-0702
福岡東医療センター	120	26	古賀市千鳥1丁目1-1	811-3195	092-943-2331	092-943-8775
久山療育園	80	20	糟屋郡久山町大字久原1869	811-2501	092-976-2281	092-976-2172
聖ヨゼフ園	120	28	三井郡大刀洗町大字山隈374-1	830-1226	0942-77-1393	0942-77-1190
第二ゆうかり学園	90	11	久留米市田主丸石垣1200-2	839-1212	0943-73-0152	0943-73-0524
肥前精神医療センター	80	10	佐賀県神埼郡吉野ヶ町三津160	842-0192	0952-52-3231	0952-53-2864
東佐賀病院	160	4	佐賀県三養基郡みやき町原古賀7324	849-0101	0942-94-2048	0942-94-2048
みさかえの園むつみの家	170	3	長崎県諫早市小長井町牧570-1	859-0167	0957-34-3113	0957-34-3526
賀茂精神医療センター	80	1	広島県東広島市黒瀬町南方92	739-2693	0823-82-3000	0823-82-7352
方城療育園	50	4	田川郡福智町弁城4193-15	822-1212	0947-22-5888	0947-22-5889
諫早療育センター	160	1	長崎県諫早市有喜町537-2	854-0121	0957-28-3131	0957-28-2037
若楠療育園	80	2	佐賀県鳥栖市弥生ヶ丘2-134	841-0005	0942-83-1121	0942-83-1755
やまびこ学園	100	1	北九州市小倉南区大字木下608	803-0184	093-451-6262	093-451-5548
菊池病院	80	1	熊本県合志市福原208	861-1116	096-248-2111	096-248-4559
柳川療育センター	50	7	柳川市上宮永町284-2	832-0058	0944-73-0039	0944-73-0059
明水園	65	1	熊本県水俣市浜4076	867-0008	0966-63-1108	0966-62-2885
佐賀整肢学園からつ医療福祉センター	32	1	佐賀県唐津市双水2806	847-0001	0955-70-3580	0955-78-0683

(12) 児童自立支援施設

福岡学園	60(46)	5	筑紫郡那珂川町大字後野279-2	811-1241	092-952-2621	092-952-2622
虹の松原学園	36(20)	2	佐賀県唐津市浜玉町浜崎2137	849-5131	0955-56-6654	0955-56-6614
開成学園	45(26)	1	長崎市平山台2丁目34-1	850-0996	095-878-4081	095-878-8613
武蔵野学院	150	0	さいたま市緑区大字大門1030	336-0963	048-878-1260	048-878-1244
きぬ川学院	150	0	栃木県さくら市押上288	329-1334	028-682-2448	028-682-3451

4 子どもの問題に関する主な相談機関

	名 称	電 話 番 号	住 所 (設 置 場 所 等)	受 付 時 間 等
福岡市関係	こども総合相談センター	833-3000 833-3001 (女の子専用電話)	中央区地行浜2-1-28	24時間 (年末年始除) 9:00～17:00 (年末年始除)
	教育センター教育相談	845-8380	早良区百道3-10-1	9:00～17:00 (月～金)
	こころの健康相談	737-8826	中央区舞鶴2-5-1あいれふ6F 福岡市精神保健福祉センター	10:00～12:00 (月～金) 13:00～16:00 (月～金)
	発達教育センター	845-0015	中央区地行浜2-1-6	9:00～17:00 (月～金)
	心身障がい福祉センター (あいあいセンター)	721-1611	中央区長浜1-2-8	9:00～17:00 (月～金)
	西部療育センター	883-7161	西区内浜1-5-54	9:00～17:00 (月～金)
	発達障がい者支援センター (ゆうゆうセンター)	845-0040	中央区地行浜2-1-6 発達教育センター2F	9:00～17:00 (月～金)
	アミカス相談室	526-3788	南区高宮3-3-1	10:00～17:00 (月～土) 10:00～16:30 (日・祝) 10:00～20:00 (第2,第4月曜)
	各区家庭児童相談室	東 区 645-1072 博多区 419-1084 中央区 718-1104 南 区 559-5124 城南区 833-4104 早良区 833-4357 西 区 895-7069	各区保健福祉センター内	9:00～17:00 (月～金)
	県内児童相談所	福岡県福岡児童相談所	586-0023	春日市原町3-1-7
〃 宗像児童相談所		0940-37-3255	宗像市東郷5-5-3(宗像自治会館内)	
〃 田川児童相談所		0947-42-0499	田川市弓削田188	
〃 京築児童相談所		0979-84-0407	豊前市大字八屋2007-1	
〃 久留米児童相談所		0942-32-4458	久留米市津福本町金丸281	
〃 大牟田児童相談所		0944-54-2344	大牟田市西浜田町4-1	
北九州市子ども総合センター	093-881-4556	北九州市戸畑区汐井町1-6		
県関係等	心の健康相談電話	582-7400	春日市原町3-1-7 福岡県精神保健福祉センター	9:00～12:00 (月～金) 13:00～16:00 (月～金)
	ハートケアふくおか	841-7830	中央区地行浜2-1-28 福岡少年サポートセンター	8:30～17:15 (月～金)
	薬物110番	641-4444	博多区東公園7-7県警本部内 薬物銃器対策課	24時間
	赤ちゃん・こども ・思春期電話相談	642-0110	東区馬出4-10 福岡県看護協会	9:00～17:30 (年末年始除)
	心の電話ー福岡	751-5560	中央区渡辺通5-20-7	10:00～15:00 (火～金)
	子どもホットライン24	641-9999	博多区吉塚本町13-50	24時間 (年末年始除)
	教育相談室	643-3929	博多区東公園7-7 教育庁義務教育課	9:00～17:00 (月～金)
	家庭教育相談 「親・おや電話」	947-3515	糟屋郡篠栗町金出3350-2 福岡県立社会教育総合センター	9:00～17:00 (月～土) (第2月曜・年末年始除)
その他	九州大学総合 臨床心理センター	642-3144	東区箱崎6-19-1	10:00～17:00 (月～金) 10:00～12:00 (土)
	福岡大学 臨床心理センター	871-8056	城南区七隈8-19-1	13:00～19:00 (水) 10:00～16:00 (土)
	福岡女学院大学 臨床心理センター	575-2490	南区日佐3-42-1	10:00～12:00 (月～金)

5 こども総合相談センター設置の経緯

●平成2年

◆市長公約事業

こども夢パーク

こども総合相談センター

こどもアメニティプラン

◆「こども21世紀夢プラン構想」

●平成5年6月 「こども21世紀夢プラン基本方針」策定。

こども総合相談センターは全市レベルの心の拠点と位置づけ。

●平成9年4月 「こども総合相談センター基本構想検討委員会」設置(全4回開催)。

●平成10年3月 「こども総合相談センター基本構想」策定。

●平成10年7月 「こども総合相談センター基本計画策定委員会」設置(全4回開催)。

●平成12年3月 「こども総合相談センター基本計画」策定。

●平成12年 「基本設計」

●平成12年9月 「実施設計」

●平成13年10月 「着工」

●平成15年1月 「建物竣工」

●平成15年5月 「開館」

福岡市児童相談所、青少年相談センター及び教育委員会教育相談部門を統合し、子どもの問題に総合的に対応する施設として平成15年5月5日に開館しました。



児童の権利に関する条約

(こどもの権利条約)

この条約は、1978年(昭和53年)2月に、ポーランドによって国連の第34回人権委員会に提案されました。11年間にわたる議論ののち、「児童の権利宣言」30周年、「国際児童年」10周年の記念すべき年にあたる1989年(平成元年)、第44回国連総会において採択されました。そして翌年の1990年(平成2年)に発効しました。わが国でも1994年(平成6年)3月に国会で承認されました。

この条約は、児童の基本的な人権について国際的な標準を示し、条約を批准した各国政府が負うべき義務を明らかにしています。

3部構成、54条からなり、18歳未満のすべてを対象とし、子どもを「保護の対象」としてだけでなく、あくまで「権利の主体」ととらえています。

また、生命に対する固有の権利、思想の自由、社会保障についての権利、教育についての権利等の児童の権利を定め、これらの権利がいかなる差別もなしに尊重され、確保されるように規定しています。

子どもの権利条約とは、世界中の子どもが元気に幸せに生きていけるように、子どもの人としての権利や自由を守るために必要なことを定めた国際条約です。

大きく分けて次の4つの権利を守ることを定めています。

生きる権利

子どもはどのような差別も受けずに大切にされます。また、健やかに成長し、あらゆる可能性を開放させることができます。

育つ権利

子どもは教育を受け、自由に時間を過ごしたり、遊んだりできます。

守られる権利

子どもは、あらゆる種類の暴力などから守られます。また、障がいのある子どもなどは、とくに守られます。

参加する権利

子どもは自由に意見を言ったり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできます。

福岡市こども総合相談センター事業概要

発行年月：平成23年2月

発行者：福岡市こども総合相談センター

所在地：〒810-0065

福岡市中央区地行浜2丁目1-28

電話：092-832-7100

FAX：092-832-7830

HP(URL)：www.city.fukuoka.lg.jp/egaokan/

印刷：身体障がい者通所授産施設 清水ワークプラザ

毎月1～7日は

い～な ふくおか・子ども週間♡



毎月1～7日は、個人、企業（職場）、地域など、それぞれの立場でできることに取り組んで、子どもや子育てに優しいまち“ふくおか”を目指しましょう!!

福岡市では、平成19年4月から、毎月1～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”と定めています。

これは、すべての人が、日ごろから子どもたちの健やかな成長を考える“きっかけ”とするため、この週の少なくとも1日は、個人や企業（職場）、地域などに、子どものためにできる取り組みを呼びかけ、社会全体で子どもたちをしっかりとバックアップする意識を盛り上げていく運動です。

例えば、個人では、いつもより早めに仕事を終えて家族そろって晩ご飯を食べたり、職場では従業員の定時退社を促進したり、地域では見守りやパトロールをするなど、ちょっとした心がけでできることに取り組んでいきましょう！

～賛同企業・団体を募集しています～

趣旨に賛同いただける企業・団体を募集しています。企業・団体名と取り組みを市ホームページ「ふくおか・子ども情報」(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo/iinafukuoka/index.html>)で紹介します。

詳しくは、こども未来局総務企画課（TEL：092-711-4170，FAX：092-733-5534）までお問い合わせください。また、「ふくおか・子ども情報」の登録ページからもご賛同いただけますので、ご覧ください。